

明治期小笠原諸島の産業開発と鍋島喜八郎

後藤 乾一[†]

Industrial Development of the Ogasawara Islands during the Meiji Period and Nabeshima Kihachirō

Ken'ichi Goto

Nabeshima Kihachirō (1859–1922) was born into the ruling family of the Saga Domain towards the end of the Tokugawa period, but came to Tokyo immediately following the Meiji Restoration, and studied at the *Futsugaku-juku* (French school) founded by Nakae Chōmin. Nabeshima subsequently entered the business world during the first boom in *nanshin-ron*, the political discourse on southward advance, founding the Tōhō-gumi in Nihonbashi. In 1891, he traveled to the Ogasawara Islands (Bonin Islands), which had just become a part of Japanese territory, aiming to pursue their development. The aim of this article is to describe Nabeshima's experiences from childhood to adolescence, to examine various aspects of his business efforts in the Ogasawara Islands, and finally to explore a fragment of the socio-economic context of these islands during the Meiji period.

Nabeshima's business interests were very broad, including the founding of the Ogasawara sea line, as well as trading, fishery and plantation management, especially sugar. Not every business was successful, however as an entrepreneur from a samurai-clan (*shizoku*), Nabeshima's role in the economic development of the Ogasawara Islands from the Meiji to Taisho periods is a critical part of their modern history. Though Nabeshima Kihachirō passed away in 1922, he was one of the 11 individuals awarded a "Pioneers with Distinctive Service Prize" during the "50th Anniversary of the Frontier Development" memorial ceremony which was held during the Emperor's visit to the Ogasawara Islands in 1927. For the writing of this article, besides monographs and documents held in the Tokyo Metropolitan Archives and the Saga Prefectural Library, I relied upon the "Nabeshima Kihachirō Archives," which were donated by the Nabeshima's family to the Hosei University Institute for Okinawan Studies.

はじめに

「東京市日本橋区南茅場町故鍋島喜八郎万延元年9月生、資性温厚夙二本島ノ開発ニ志シテ水陸ノ産業ニ多大ノ力ヲ尽シ又常ニ公共ノ為メ尽瘁シタルコト多大ナリ」

この顕彰の辞は、昭和2(1927)年7月、小笠原諸島への初めての天皇「行幸」に際し、同諸島「開拓五十年記念被表彰者」の一人として鍋島喜八郎を評した言葉である。鍋島喜八郎(1859–1922年)はその時すでに世を去っていたが、11名の開拓功労者の一人として、その名が後世に記録されることになった⁽¹⁾。

明治維新後まもない1876(明治9)年の小笠原諸島領有(ただし硫黄列島は1891年)を一つの重

[†] 早稲田大学名誉教授

要な契機として、日本の朝野では同諸島さらにはその南に広がる南洋群島に対する、主として経済的関心が高まりをみせた。こうした「南」に対する漠とした関心が、やがて明治期「南進」論として装いを新たに登場するのであった。領有そのものが政府主導によってなされたこともあり、小笠原諸島の開拓・開発は当初から官営開拓の性格が強かった。農商務省がいち早く父島に勸農局を設置し、他の(亜)熱帯圏諸地域の産業情報を収集したり、農業専門家を視察に赴かせたのもその一環であった。

たとえば領有 11 年後、農商務省農務局の名で高崎五六東京府知事に送られた公信は、フィリピン・ルソン島の「綿実」は「貴管下」の小笠原諸島に適すると思うので送付するから、それを試作されたしと提言している⁽²⁾。このように農商務省-東京府-小笠原諸島(出張所長、後島司)といった上意下達の指揮系統は、東京からはるかに近い伊豆諸島と比べ効率的に機能していたかに思われる。島社会の形成が新しいだけに、換言すれば伝統が弱いだけに、「近代」が移植されやすいという側面があったといえよう。

この点は、幕末維新期にいち早く欧米の産業や科学技術(文明)に触れた渋沢栄一や津田仙らの知識人・実業家が、一時ではあったにせよ小笠原諸島に深く関わったこととも関係があるとも思われる。大蔵官僚から実業界に転じた渋沢は、最終的には撤退したものの 1888 年 3 月から 92 年 8 月まで 4 年半父島で「小笠原嶋山藍ノ最モ製藍ニ適ス」と考え、藍栽培に取り組んだ⁽³⁾。また津田仙は東京府の委託を受け 1887 年初めに小笠原諸島を視察し、その開拓の重要性を自ら主宰する学農社の機関誌『農業雑誌』でくり返し説いた⁽⁴⁾。

渋沢栄一や津田仙といったすでに地位を確立していた社会的名士と相前後して、小笠原諸島には新天地を求めんとする旧士族、あるいは東京を主とする企業家精神に富んだ中小の商工業者が次第に来島するようになる。もちろん量的にみれば八丈島を中心とする伊豆諸島からの移住者が多数派を占め、彼らが小笠原社会の実質的な開拓者となる。

本稿が考察対象とする佐賀鍋島藩の一統である鍋島喜八郎も、そうした「小笠原熱」を背景に渡島し、冒頭で述べたように「開発ニ志シテ水陸ノ産業」開発に関わることになる。本稿は、開拓初期の小笠原諸島をとりまく諸状況をふまえて、鍋島喜八郎の「小笠原関与」の航跡を考察するものである。

鍋島喜八郎を論ずるに先立ち、まず前述した小笠原諸島の「開拓功労者」として顕彰された 11 名の全体像をみておこう⁽⁵⁾。彼らの内、表彰の時点 1927 年での健在者は 6 名、鍋島を含む物故者が 5 名である。地域別にみると父島 5 名、母島 6 名で硫黄諸島の関係者はゼロとなっている。産業分野別にみると糖業関係 3 名、農業(開墾) 4 名、海運 2 名、教育 1 名、「水陸」双方 1 名(鍋島)であり、また生年および来島年をみると父島生まれの 1 名(欧米系のゴンザレス)を除き全員が幕末期の出生、かつゴンザレスと 1891 年初来島の鍋島以外はいずれも 1878(明治 11)~1887(明治 20)年の間に来島している。

以上からもうかがえるように鍋島喜八郎の名は小笠原諸島の近現代史の中で、断片的ながらさまざまな文献にしばしば登場する。しかしながら彼についての専論的な論考はほとんどないのが実情である。こうした中で本稿でも随時援用することになる二、三の主要な文献・資料について概観しておきたい。鍋島喜八郎の事業全般を東京府作成の史資料をもとに考察し、かつその事業資金の提供者であった同郷佐賀の多久乾一郎男爵およびその輩下の久世延吉との関係を中心に論じた石井良則の論文

は、きわめて貴重な数少ない先行研究である⁽⁶⁾。また鍋島の生涯を俯瞰し、とりわけ佐賀・東京での青少年時代の人間形成期を郷土史との関係で論じたのが、吉岡達太郎の回想記的郷土誌『須古片影』である⁽⁷⁾。これに加え八丈島出身の戦前派島民の辻友衛が精力的に編集した『小笠原諸島歴史日記』（全3巻）も、1890年代を中心に鍋島の事業を理解する上で不可欠な文献である⁽⁸⁾。さらにエッセイ風の簡潔な人物論であるが、(財)小笠原協会会長であった石井通則の鍋島喜八郎論も、出典明示はないものの喜八郎の生涯を通観する上で示唆的である⁽⁹⁾。

これらの近年刊行された諸文献に加え、明治・大正期に刊行され鍋島喜八郎とも知己であった二人の関係者の記録にも当時ならではの情報が含まれている。一つは最初の本格的な小笠原諸島概説書ともいべき山方石之助の著作『小笠原島志』、および福田定次著『東洋の樂園』の二点である⁽¹⁰⁾。

1. 幕末維新时期・青少年時代

1.1 佐賀藩執政・父鍋島茂真

鍋島喜八郎は安政6（1859）年9月15日、須古鍋島藩第14代当主にして同時に佐賀本藩第10代藩主鍋島直正（閑叟）の執政（請負当役）であった鍋島安房守茂真（1813～1866年）の子として、佐賀城内須古郷で生まれた。父茂真は、藩主直正の一年年長の庶子であった。喜八郎の生母は鹿島鍋島藩主直彝の次女公子である。

全国286藩中第6位の大藩であった肥前佐賀（鍋島）藩は、「御三家四邑」からなり、三家とは鍋島の前に領地の小城、蓮池、鹿島の名が付く。四邑とは、須古、多久、武雄、諫早からなり、その筆頭格が須古であった⁽¹¹⁾。こうした有力者鍋島家の中枢近くで生をうけた喜八郎は、「世が世ならば」その一族として佐賀藩支配層の中で、しかるべき地位と職権を与えられるはずであった。しかしながら幕末以降の国内情勢の流動化、そして父茂真の維新を前にしての病没は、喜八郎のその後の人生に決定的な影響を与えることになった。幼少の喜八郎にも大きな感化を与えたこの茂真のことにつき、一言触れておきたい。

茂真は、本藩第9代藩主であった鍋島齊直の14男として生まれる。生母は後に須古鍋島を継ぐ直孝を産んだ側室の瀧浦である。茂真は、父の齊直の命で1825（文政8）年12歳で須古鍋島を継ぐことになる。それだけその力量を若くして評価されていたのであろう。そうした茂真を1830年佐賀藩主となった直正は、「請負当役」として行政トップに抜擢し、あわせて藩校弘道館の頭人として藩の人材育成の任にあたらせた。彼ら二人の異母兄弟の同志的信頼感は、1841（天保11）年、直正が庶兄茂真を想って詠んだ「櫻印、須古大夫〔茂真〕に懐を寄す二首」（原文漢文）の中によく示されている。その漢詩の意は「共に肝膈を開き経綸を議す、誰か我濃の魚水の情に似らんや」というもので、藩政全般にわたり茂真の力を借りながら一致協力して藩政改革を担う決意を吐露したものであった⁽¹²⁾。

長年にわたり政治・軍事・経済・教育等の各分野において実質的にナンバーツウの座にあった茂真については、旧肥前史談会編『佐賀県歴史人名事典』の一節を紹介しておきたい⁽¹³⁾。

「本藩に仕へ執政なること久し、弘道館の振興に寄与大、軀幹長大、容貌魁偉、音吐宛ながら牛の吼ゆるが如し、而も資性英邁勇氣果斷に富み、文学武事に詳しく、夙に人材育成を期して邑内

〔領地須古〕に学館三近堂を創設す。又民資の充実を図り、有明海を干拓して生産の発達を計り、殊に本藩の長崎警備に方りては、自ら進んでその奉行となり、香焼崎砲台の建築壮丁の訓練等直正の偉業を輔具せしこときわめて多かりしと、慶応二年四月十九日没、五四歳〕

こうした記述からもうかがえるように、鍋島茂真は本来の主務たる政治・軍事のみならず産業開発やその基礎となる人材育成＝教育にも優れた企画力、それを実践する行動力を備えた人物といってよかつた。10歳を前にその父を喪うことになった喜八郎にも、そうした資質はすくなく受け継がれ、それが小笠原諸島開拓に向けての熱源になったといえよう。

1.2 戊辰戦争

父鍋島茂真を喪って以降、少年喜八郎の行く手は平坦なものではなかった。生母公子も父と相前後して他界、父が仕えた藩主直正も1872年には物故している。兄弟姉妹はいたものの、喜八郎は結局小城藩士田尻監物の庇護下に一時おかれることになった（ただし鍋島茂樹氏所蔵の「除籍謄本」には鍋島芳忠の養子と記載）。

小城藩は前述した佐賀藩「御三家」の筆頭であり、本藩鍋島家の「親類格」であった田尻家は「小城藩士の中でも別格で山代地方（小城藩飛地）を支配する藩内第一の禄高（730石）」を有していた。その住居も藩邸近くの東小路に広大な屋敷を構えていた⁽¹⁴⁾。戊辰戦争のおり、奥羽秋田方面に出兵する小城藩勢は、まず隊長田尻宮内（監物）邸前で勢揃いし、そこから藩主観閲、ついで岡山神社参拝後、久原港（西松浦）に向かったとされる⁽¹⁵⁾。

そうした有力士族田尻監物の屋敷内で一時を過ごした喜八郎であったが、まもなく「同家の破産により実家に復帰し、佐賀弘道館に通学して漢学を修しか、毎々嫂より嫉視せられ同居する能す」⁽¹⁶⁾という境遇におかれる。

この吉岡著作では田尻監物の「破産」とごく手短かに記されているが、実際には監物が維新後の佐賀の乱に指導者格として関与したことが地位剥奪の主因であった。戊辰戦争においては小城藩兵700名の大隊長として秋田・大館で戦功をあげ、佐賀鍋島家、小城鍋島家よりそれぞれ賞典禄20石、銀200枚等を「下賜」されるほどであった。しかしながら1874（明治7）年佐賀の乱がおきると、現状に不満をいだく小城藩士をたばねる指導的役割を演じた。その結果、「乱後」の監物は「除族の上、終身徴役を命じられ徳島に送られた」。その後明治10年の大赦により領地山代へ戻ることを許されたものの、小城岡山神社等の祠官などで糊口をしのぐ落魄の晩年を送った⁽¹⁷⁾。

田尻家を離れることを余儀なくされた喜八郎は実家に復帰し、亡父茂真が育てた弘道館に籍を置くものの、嫂との折り合いが悪く16歳で東京に身を移す。佐賀の乱後間もなくのことと思われるが、確定的な時期は定かではない。

今日残されている喜八郎の年譜は、上述した『須古村片影』および小笠原島庁が作成した「開拓50周年記念」に際し作成された「履歴書」⁽¹⁸⁾の二種類がある。前者（70頁）では上京後「鍋島侯爵家の扶助を受け仏学校にはいり、蛍雪の苦勞を積み4年にして同校を卒業せしが、当時仏学の泰斗中江篤介〔兆民〕氏に信愛せられ…」と記されている。他方、後者では最初に出てくる項目として「明治13（1880）年5月、中江兆民塾に入塾修業」とのみ書かれている。喜八郎の仏学塾卒業時期に関しては、今日鍋島茂樹氏宅に以下の文面の証が残されており明治20（1887）年であることが判明す

る。「証 鍋島喜八郎 右定期大試験ヲ経卒業候事 明治20年12月 佛学塾 教頭 中江篤介」。同証書には仏学塾、教頭の公印も押されている。

中江兆民の仏学塾は1874年に仏蘭西学舎として誕生し、残されている「仏学塾同窓会員名簿」には喜八郎の名もみえる⁽¹⁹⁾。また仲間たちと一緒に集合写真も現存する(鍋島茂樹氏所蔵)。ただ喜八郎の在京時については具体的な資料がほとんどなく、どのようにして生計を立てていたか等々は判然としない。手掛かりとしては「鍋島侯爵家の扶助」とあるので、一回り年長の従兄である鍋島直大からの直接間接の支援があったのかもしれない。直大は1879年外務省御用掛を務めた後、駐イタリア特命全権公使(1880年3月から2年間)を経、元老院議官・武部頭・式部長官等の顯職を歴任することになる(『日本外交史辞典』)。なお鍋島直大は、フランス学普及のため結成された仏学会(後の日仏協会)の有力会員であったので、フランス帰りの兆民の仏学塾に従弟喜八郎が学ぶことに援助を惜しまなかったとも考えられる。

『須古村片影』によれば、当時の喜八郎の悲願は父茂真の遺鉢をついで、傾きかけた家運を復興させることであり、その責務を果たすには官吏や学問の世界ではなく実業界で身を立てる決意であったと指摘される(同書、70頁)。

また、喜八郎の薫陶をうけたというこの『須古村片影』の著者吉岡達太郎は、彼からの見聞をふまえ、こうも述べている(71頁)。「氏は仏学校を終へ、鎌倉円覚寺釈宗演師に就き禅学を修むる数年、体得する処あり。毎々信義迅速、薄利を以て勤勉し、其商業に資するの大なるを認るなり。」

一見、「禅学」と「商業」とは直接の接点がないやにみえるが、究極的には人間の幸福を達成する上での手段という一点で喜八郎にとって何らの矛盾を感じることはなかった。しかも彼が師事したほぼ同年の若き禅僧釈宗演(1858-1919)も、円覚寺今北洪川の下で修業、1883年に印可証明を許され円覚寺塔頭の佛日庵住職となったが、2年後1885年に師洪川の猛反対を押し切り福沢諭吉の慶應義塾に入塾し英学を学ぶことになる(入社帳17号)⁽²⁰⁾。日本の禅学を国際的に知らしめる上で大きな役割を果たした釈宗演が福沢の開明性、合理主義に傾倒したこと、兆民の仏学の洗礼を受け、釈宗演について禅を学びながらも実業の世界に飛び込んだ喜八郎の精神のあり様には、福沢を介在してある種の共通性を見出だすこともできよう。

喜八郎が円覚寺で修行したことを裏付ける一枚の「証」が残されている(鍋島茂樹氏所蔵)。そこにはごく簡潔にこう記されている。「証 一金貳圓壹拾五銭 飯費料但シヶ月ト廿日分ノ右正受取候也ノ萬年山副司察(角印の中に「円覚寺派専門道場会計之証」と記。)七月廿日ノ鍋島喜八郎殿」

筆者は喜八郎が、一見さしたる意味がないように見えるこの小さな領収書をなぜわざわざ私文庫の中に残していたのか不思議に思い、その手掛かりを得るべく円覚寺を訪問した。その結果、この修業がその後の喜八郎の人生にとって少なからず転機となったことが理解できた。円覚寺庶務部長星野周徹氏によれば、(1)同寺での在家者による修業は年二回に分けられ、前半は2月1日から7月末日、後半は8月1日から1月末までであり、とりわけ前半6月はずっともきびしい修行月とされている。(2)50日間修業した喜八郎の「証」は7月20日付なので、逆算すると6月1日から修業生活に入ったこと、即ちもっとも厳格な禅体験をしたことになる。(3)明治初期の円覚寺での修業は今日にくらべはるかにきびしく、3時起床に始まり夜9時消灯まで経本読経、参禅、庭掃除にあけられる。消灯後も夜座と称し、夜を徹して座禅を組むものも少なくない、等々とのことであった。そして一般修業

者の多くはそのきびしさについてゆけず、途中で脱落していく。したがって喜八郎が50日間雲水と一緒に在家修業者のための禅道場である「居士の林」で過ごし終えたことは、「相当の決意をもっていないとついていけないはずである」、との星野周徹氏の所見であった⁽²¹⁾。

この「証」に記された7月20日には年が書かれていないが(円覚寺にも明治期分の「証」の諸記録は残されていない由)、喜八郎の師積宗演が円覚寺にいた1878年から1885年、とりわけ宗演が佛日庵住職となった1883年～85年の可能性が高い。それは「実家を復興するの責任を痛感」する喜八郎が中江兆民の薫陶を受けつつ仏学塾に学び始めた前後の時期と推定してよいであろう。

2. 実業の世界へ

2.1 東邦組創設

「相当の決意」をもって禅修行を終えた鍋島喜八郎は而立の年30歳を前に、そして仏学塾卒業8か月前の1887(明治20)年4月、東京日本橋茅場町に東邦組を創設した。今日その定款等関係書類は残されていないが、この東邦組がその後の喜八郎の小笠原諸島との関わり之母体となる。ただある証言によると、当初喜八郎は「千島方面でオットセイ捕獲事業」を行うために東邦組を立ち上げたともいわれる⁽²²⁾。

この証言は、喜八郎の長男鍋島茂太郎の直話をもとに書かれたものである。茂太郎(1902～1984)は早稲田大学に在学中学友と共に根室方面に旅行し、その学友の妹の嫁ぎ先であるカニ缶詰会社の社長宅に一泊した。その折社長から自分は若い頃鍋島喜八郎という人のオットセイ捕獲船の水先案内を務め大変世話になったといわれ、その奇遇に茂太郎は驚く。後年喜八郎は小笠原諸島で捕鯨社を設立するなど水産事業にも本格的に乗り出すが、オットセイもそうした彼の海産への関心のあらわれであったのであろう。

事業欲に燃えてはいたが苦学生であった青年喜八郎は、東邦組設立にあたっての資金をどのように調達したのであろうか。これについての確かな一次資料は未見(おそらく今では存在しないであろう)であるが、いくつかの可能性が考えられる。一つは学資を援助してくれた鍋島侯爵家(とりわけ従兄で最後の佐賀藩主直大、当時外務省高官)である。長男茂太郎も、「そのような多額の金は侯爵家から出して頂いたものではないか」と推量している(註22論文)。

鍋島侯爵家と別に、喜八郎の重要な資金提供者が多久男爵家であることを指摘するのが石井良則の論文(註6参照)である。石井論文は、事業を精力的に推進する資金力のない喜八郎の「借金先が多久一家だけに頼っていたかどうかについては分からない」と留保をつけながらも、多久乾一郎の「代理」役を務めた久世延吉の長女の手記を読み解き、多久家と喜八郎の貸借関係を分析する。

この点との関連で、まず鍋島家と多久家との縁戚関係をみておこう。多久家は須古鍋島家と同様「佐賀藩親類同格」の家柄であるが、鍋島茂真と近い世代の当主多久茂族(1833-1884)は、戊辰戦争において会津若松城攻略を指揮し降伏した藩主松平容保親子を東京へ護送し、その功により「金千両を拝戴」している⁽²³⁾。その長子である多久茂毅(乾一郎、1852-1901)は明治維新後アメリカに留学(1871～1876年)、帰国後は大蔵省内務省等勤務を経1888年式部官、ついで1899年東宮侍従となっている。この間父茂族歿年の1884年(翌85年、母歿)家督を継ぎ97年男爵に列せられた典型的な明治期華族エリートの一人である。

東宮侍従に就任後の晩年の多久乾一郎は、郷里多久関連の諸機関に少なからぬ財政的支援を行っていることも、喜八郎への援助との関係で興味をひく。たとえば孔子を祀る先祖ゆかりの多久聖廟に「山林四町二反及金五百円」を寄附したり、旧村内7小学校に「維持基金五千三百円」を寄贈したりしている。一方、1901年11月の彼の死去に対しては、彼が仕えた「東宮殿下」から金七百元（乾一郎は東宮巡行に同行中、相州葉山で喘息のため死去）、「祭祀資金」として「両殿下」から三百円、また「勅使錦小路伯爵」からも同じく「祭祀資金」三百円を贈られている⁽²⁴⁾。

喜八郎との関係でいえば、多久乾一郎の父茂族の妻は喜八郎の長姉雍であり、したがって「貴人」乾一郎と「野人」喜八郎の関係は、6歳年下の喜八郎が叔父、乾一郎が甥ということになる。この財と地位に恵まれた甥乾一郎と無冠の喜八郎の金銭貸借関係を論じたのが石井良則論文である。石井が依拠したのは多久側の史料ではなく、「多久男爵」の代理として小笠原諸島に遣わされた久世延吉の長女梅が後年書いた「一生の思い出」（1987年執筆）と題されたワープロ打ち約2万5千字の手記である。

この「梅手記」の要点を石井論文に即して整理すると、以下のように約言できる。

①久世延吉は、1872年に岐阜県揖斐郡生まれ日清戦争に従卒として出征、戦後は多久家に警護役として仕え、その武骨な性格と忠勤ぶりが評価される。②多久乾一郎は喜八郎の小笠原での後述の諸事業に求められるままに資金援助を行ったが、返済が伴わないまま次々に事業を展開する喜八郎から資金回収の必要を感じ、その回収のために輩下の久世延吉を結婚させた上で1899年父島に派遣した。③ところが多久乾一郎はそれから3年後死去したため、実際どの程度久世が喜八郎から資金の回収ができたのかは明らかでない。この点との関連で「梅手記」の一節を石井はこう紹介している。「多久家の遠縁〔実際は叔父〕にあたる鍋島喜八郎という方（佐賀県人）が小笠原に目をつけ何かと色々事業を始めるにつけお金が入用で、その度毎に多久家に無心に来られたが、そのご事業の成果はあまりよくなくつきこむばかりで一寸も返金がないので誰か監督役に行き貫きたいということで久世延吉が適任者とされた。④こうして多久乾一郎の命を受けて渡島した久世であったが、多久没後も彼は父島に定住、大村世話掛をはじめ各種役職につき、昭和2年「行幸」時には「自治功労者」として表彰された。しかしながら同年末、尿毒症のため30年近く生活した父島で歿している⁽²⁵⁾。

こうしてみると多くの初期開拓者と異なり自らの意志というよりも偶然的な契機で小笠原諸島に関わるようになった久世延吉であったが、実際には鍋島喜八郎の事業の「監督」というよりも喜八郎の事業のジュニア・パートナーとなっていた。そして水産開発にも貢献した喜八郎の跡を次々形で大正15（1926）年8月には小笠原水産会の設立発起人をつとめるなどしている⁽²⁶⁾。

3. 小笠原諸島へ

3.1 「フロンティア」を求めて

鍋島喜八郎が設立した東邦組は、北海でのオットセイ捕獲にも携わっていたことは前述した。ただこの事業については、長男茂太郎の回顧談の他には史料的な裏打ちができない。東邦組の最大の目的は、喜八郎が最初に小笠原諸島を訪れた翌1892（明治25）年6月に提出した東京府知事宛の「西洋型帆船定期航海付願」の一節からうかがえる⁽²⁷⁾。

「私儀小笠原島物産振興ノ目的ヲ以テ昨年八月該島へ渡航ノ上該島実業者ト特約相結ヒ製糖委託販売及ヒ島民食料並ニ必需品ノ調達運搬方一定ノ手数料ヲ以テ当東邦組一手ニ引受ケ東京市ニ本店ヲ設立致シ該島各所ニ支店ヲ相設ケ且ツ該実業者ニ相当ノ資本ヲ貸附シ物産ノ繁植ヲ計リ…」

ここからは喜八郎が事業対象地を小笠原諸島に設定し、広義での交易、輸送、さらには資金貸し付けによる各種物産の栽培奨励等、多面的な事業を企図していたことがうかがわれる。東邦組を設立してから4年後に小笠原諸島に進出することになるが、この間、喜八郎は同諸島についての各種の情報を収集・分析し、官民関係者との人脈を作り、これまで無縁であった小笠原諸島の開拓可能性を検討したものと思われる。東邦組発足の1887（明治20）年は、東京府知事高崎五六を団長とする視察団が小笠原諸島の巡遊に赴いたり、それに先立ち社会的名士であった学農社主津田仙が小笠原諸島視察をふまえ、その将来性を強く訴えた年であった⁽²⁸⁾。領有後10年を経、官民の間で小笠原諸島の開拓への関心がようやく高まりをみせていた時期であった。旺盛な企業家精神をもち「相当な決意」をもって新たな進路を模索していた喜八郎にとって、小笠原諸島は可能性にみちたフロンティアとして映じたものと思われる。

当時、自由貿易論の立場から「南洋諸島」への経済進出を提唱していた田口卯吉らの精力的な言論も、30代初めの喜八郎には少なからぬ追風となっていたであろう。喜八郎が小笠原諸島への渡航準備に余念のなかった1890年、同諸島のはるか南に広がる南洋群島への経済進出、移民を呼びかけ、自らも実践に乗り出した田口は、こう述べていた⁽²⁹⁾。

「如今南洋群島の事情は稍や世人の注目する所となれり、然れども未だ一人の鎮西八郎〔源為朝〕なく、一人の山田長政なし、是れ余輩の私に惜む所也。」

3.2 喜八郎渡島前後期の小笠原諸島

内地において小笠原諸島への関心が高まりをみせていた1890年前後、それでは現実の島情はどのようなものであったのだろうか。ここでは一つの手掛かりとして、現地における行政のトップである島司の報告をひもといてみたい。一つは喜八郎が東邦組を発足させてまもなく、だがまだ彼の訪島体験がなかった1888年5月の「予備米」に関する高崎東京府知事に宛てた島司の公信である⁽³⁰⁾。小野田元熙島司は、「移民増加シ従々物産大ニ起リタルノ折柄本島ノ如キ環海ノ孤島万一不量ノ變有之ニ於テハ第一米穀ノ外何ヲ以テ救済スルノ途無…」と述べ、船便不十分の中での「有事」の際の食料問題の深刻さを訴えていた。そして「平素百俵内外ヲ蓄蔵セサレハ之カ救災予備トナスコトヲ得ス」という状況を説明しつつ、現実には資金的にもそれがまかなえない苦境を訴える。その上で島司は、かといってそのための経費増額は認めていただけないであろうから、本年度から下付される「流行病予防費」の中から300円を転用し、それによって「白米百表ヲ購入」することを許可願いたいと悲痛な筆致で要望している。

もう一点は、それから6年後、すでに喜八郎が本格的に事業を始めていた1894年後半に入ってから島司報告である。その「民情之部」は、先の「稟請」で表明された危惧が現実化しつつある状況をこう書き始める。「本年八月以降島内著シキ異状ヲ見ルモノハ食料ノ欠乏ナリトス。」その上で報告

書は、住民 3393 人の主食米麦の需要を一人あたり一日 4 合と仮定すると（現状は 2 合 3 勺 5 分にすぎない）4 カ月で 1628 石 6 斗 4 升が必要になると算出する。しかるに製糖期に八丈島その他から百有余名の出稼ぎ労働者が来島するので米事情はますます逼迫し、それに伴い 10 月下旬から米価も急騰していると指摘する。米麦を補うためとうもろこしや甘蔗、サトイモ等の雑穀を充用しているといっても「貧寒ノ細民」にとっては「辛ウシテ飢餓ヲ免ルル」程度に過ぎないと SOS を発するのであった⁽³¹⁾。鍋島喜八郎が宿志を実現すべく足を踏み入れた小笠原諸島を取り巻く社会経済状況は、このようなものであった。

鍋島喜八郎が帆船天祥丸で初めて父島二見港に着くのは、彼自身も述べているように「昨年 [1891] 八月であったが、彼に同道した人物として辻編著 (181 頁) は「東邦組社長鍋島喜八郎が、佐賀の青年村岡常一を伴い、田中鶴吉と共に来島し、各島で製塩事業を行うこととする」と述べている。この内、東邦組の番頭役で喜八郎と肝胆相照らす仲でやがて扇村世話役ともなる村岡については、その履歴書においても「明治二四年八月十日、本島ニ渡島故鍋島喜八郎経営ノ商業ニ従事ス」と書かれている。佐賀県巡查を経、東京神田和仏法律学校（法政大学の前身の一つ）に学んだ（1889 年、91 年 5 月退学）村岡は、東邦組「農業部主事」として農業林業部門で喜八郎の片腕となる一方、やがては扇村袋沢村の総代や世話掛をつとめた。久世延吉が大村世話役としてかつ水産業方面で喜八郎の後継役であったのと対照的に、村岡は扇村を拠点に農林業分野で喜八郎を補佐するという間柄である。両者とも天皇「行幸」時に他の 6 人と共に「奉拝者名簿」にその名があらわれる⁽³²⁾。

他方、田中鶴吉の名は小笠原諸島の初期開拓史の中でしばしば登場するものの、1891 年 8 月に喜八郎と一緒に来島したことを裏付ける資料はない。苦勞してアメリカで学んだ「天日製塩新法」を活用し、田中が初めて製塩業開発のための来島をするのは喜八郎より 10 年前 1881（明治 14）年のことであり、また 1887 年 6 月には同地を離れてふたたびアメリカに渡りその地で客死している。したがって喜八郎と田中鶴吉が小笠原諸島で出会うことはなかったが、渡島準備中の喜八郎が製塩開拓で名が知られていた田中と東京で何らかの接点があった可能性は否定できない。

田中鶴吉の小笠原諸島とりわけ嫁島との関りについては東京都公文書館にも一定量の一次史料が存在する他、彼自身の回想録やその人物論も残されており、同諸島の開拓初期を担った人物として今後さらなる検証も必要な人物である⁽³³⁾。

上述した食料事情についての二つの島司報告から明らかなように、喜八郎の来島の前後期の島状は、「内地」で報じられた安楽な「南国の樂園」イメージからはほど遠かった。この点に関してはもう一点、民の立場からの所見を、初期開拓者の一人母島の菊池虎太郎のほぼ同時代の記録からみておきたい。菊池は 19 世紀末の「朝日新聞」紙上で次のような発言を行っている⁽³⁴⁾。

「(1891~92 年の大凶作で備荒備蓄も減り年六回の航海で島庁お手上げの時) 鍋島喜八郎と云ふ人物が居て、其惨状を見て深く感ぜられた、此島の為に尽力して呉れと云ふ事を頼みました処、直に引受られました…ところが年が行かぬ、けれども尋常の人物ではない、私も感心して仕舞ふた、それならば救済して呉れるであろうと信じて、無茶苦茶に迫りまして、機械を買はせ、牛を買はせて今日に至ったのであります。当時私は尋ねました、お前さんは此急を救ふて呉れるかと同氏の答に考固より其積りで来たのであるからやろう、元来私は素人であるから為替をしに来た

のであるが、併し物の取れぬ所に為替は入らぬから資本をだしませう幾ら要る、三万円の資金を入れるればまた元の畑になりませう、三万円を入れて呉れと申しますとそれは唯で入れる事は出来ぬ、土地を担保にして呉れ、それも宜いであろう、担保なり何なりやませうと言つて十ヶ年間資金貸付の契約をしたのでござります、さうして生産名の地面と云ふ者は十の物は七八連帯にして担保にして十ヶ年は保護する約束で金穀共に頂ました。処か〔明治〕二五年にまた天災にあった、其時は人民は困らぬ、それは鍋島氏が後に控へて居るから天災があつても米も貸して呉る、他の商人はさうは行かぬ、其処で他の商人が奸作を企みて、今後鍋島の入れたあの金を引つたくろうと云ふ事をやつた、取立てを始めて無暗に訴へを起こさせる事になつた、是迄は徳義一遍の島で金を借るにも證文一枚も要らず、警察の厄介になつたこともない淳朴の民風の処に三百代言が這入つて来て人民を訴へたから、人民の狼狽言語に絶へました、父島から母島への航海の度に五六人宛引つ張られる、ところが十日や二十日では帰れぬ、商人も鍋島に泣き附く、鍋島の金を出さねば無理に人民に迫つて證文にさせ、時限がくると代言人を以て強制執行する実に乱暴極まりました、私は其の事を聞いて商人等呼んで□じ附けた。此二年続いた天災で何もないのにさう云ふ無理なことはない、お前等も内地から持込んで救はねばならぬ位、然るに何も知らぬものを訴へるとは何事であると言つてイヂメた、ところが商人等が私まで売掛金僅に四十円の為に訴へられた、それから私は直ちに島司に申述べた、今度商人が私を四十円の金の為に訴へた、これは三百代言の尻押しである…」

菊池は、こう島司に断じ込んだこともあり、それからは「商人も訴へれば損」と知つたか相当軟化したと述懐する。翌1893（明治26）年は二年続きの凶作から満作へと転じ、島民も借金地獄からなんとか抜け出せた。それ以降も島民の窮状は繰り返されるものの、喜八郎来島直後の島状を以上のように振り返つた菊池虎次郎は、喜八郎への謝意をこう綴る。

「鍋島がさう云う風に金を貸して古い借金を返へして呉れ、米を送つて呉れるから其凶作歳中は地面は以前の杯も開けたれば、全く鍋島の金穀を入れた御陰である。左もなければもとのままであつたのである。」

3.3 海運

首都東京府の管轄下にあるとはいえ、東京から1000キロ以上離れた小笠原諸島の開拓にとって、最大の障壁は人や物資の輸送問題であつた。

領有当初は東京風帆船会社や共同運輸などの中小船会社による帆船が就航していたが、1885（明治18）年になり、日本郵船株式会社の発足（三菱会社と共同運輸が合併）が大きな転換点となつた。同年12月、日本郵船は東京府の補助命令航路として小笠原航路を開設する。兵庫丸（1438トン）を利用し、横浜→八丈島→小笠原諸島（父島・母島）を年4回不定期で往復（1900年より月1回の定期航路）することになつた⁽³⁵⁾。

補助命令航路は国際航路が主対象であるが、1938（昭和13）年の場合をみると、東京府（地方庁）補助航路10路線中五つが小笠原諸島と関わりのあるものであつた。認可の際の付帯条件として、国

際線の場合は①政府が必要と認める時は、各航路内で寄港地の増加、変更を命じることができる。②旅客・貨物の運賃は政府の認可を得て決定できる等 13 項目の条件が課せられた⁽³⁶⁾。地方庁（小笠原航路の場合は東京府）の指定命令航路も基本的には同じような準則が適用された。

この小笠原便の命令航路をめぐる、東京府と日本郵船側でしばしば条件に関し折衝がなされたことが資料からうかがえる。たとえば郵船東京支店は、命令航路受託 2 年後の 1887 年末、次のような報告・要望を東京府に提出している⁽³⁷⁾。①貨物 300 トン、乗客 150 人を運搬できる船舶を就航させる。②寄港地での滞在日数は、往路・帰路とも三宅島半日、八丈島 1 日、父島 2 日、母島（終着地のため）1 日とする。③貨物・乗客運賃を従来の定額 2 割増にしたい。その上で郵船側は、一航海につき 2 千円の補助金を「奉願」したいと伝えている。

この「一回 2 千円」の補助金とも関係するが、翌 1888 年 5 月に至り、高崎五六府知事の名で日本郵船に対する「命令書」が出される⁽³⁸⁾。全 16 条からなるこの「命令書」の主要項目を記しておこう。①年 4 回（1 月、4 月、7 月、11 月）の航海とし横浜港から出港すること、②総トン数 650 トン以下の船舶使用は不可、③補助金として年 6 千円を 4 回に分け帰航毎に 1 千 500 円 [会社希望は 2 千円] 交付する、④補助金を支給するので府庁から各島へ往復する「御用金並御用状箱ノ運賃等」は交付しない、⑤各島碇泊時間は往航で三宅島半日、八丈島 1 日、鳥島半日、小笠原島 5 日（母島 1 日）。復航は鳥島半日、八丈島 1 日、三宅島半日等々細かな規定が定められた。

この「命令書」に対して、日本郵船側から寄港地について強い要望が出されることになる。それは「四囲岩石、海深く投錨困難」な鳥島に関し、4 月、7 月は海上穏やかであるが、11 月、1 月は風波強く上陸はきわめて危険で人命にかかわる可能性がある。しかも現在鳥島には人夫 7 名、婦女子 5、6 名しかおらず（玉置半右衛門のアホドリ羽毛採取関係者）、貨物も少ないので、4 月、7 月の年 2 回にしてほしいとの次のような要望であった。「難事ヲ犯シ寄港ヲ試シ万一ノ事アリテハ独り弊社ノ損益ニ関スルノミナラス貴重ノ人命ニモ関ハリ容易ナラサル場合ニ立至ルノ恐有之候。」⁽³⁹⁾。ちなみに 1891 年 9 月に日本領に編入されることになる硫黄列島は、まだ寄港の対象となっていない。

いずれにせよ鍋島喜八郎が着島後まもなく、海運の事業に乗り出す前の小笠原諸島の輸送問題は、このような状況下にあった。折から南洋群島への関心が高まりを見せ始めたこの時期、命令航路の指定を受けたいわば独占企業である日本郵船に対し社会的な風当たりも少なからず噴き出した。

とりわけ『東京経済雑誌』（1887 年 12 月 24 日号）に発表された田口卯吉の「日本郵船会社」と題した論文での同社批判はきびしいものであった⁽⁴⁰⁾。国際航路を有し日本最大の海運会社となった日本郵船が、政府から「年々八十八万円の大金」の補助を受けるのは自由貿易の観点から見て許し難いとの非難であった。田口はまず、「日本郵船会社の事業の如きも国家急務の一なるか、余輩信ずる能はざるなり。夫れ日本郵船会社の事業の如きは一商業のみ、個人の貨物を運搬するのみ」と断じるのであった（257 頁）。当時の代表的な自由貿易論の論客田口は、日本郵船の過去 2 年間の損益勘定書の支出・収入を詳細に比較し、次のように切り込んだ（289 頁）。

「見よ、見よ、郵船会社の役員は此間巧みにも一銭の収益をも得ざりしを見よ。政府より収入の部に補助したる八十八萬圓は支出の部に於て配当金として支出したるを見よ。若し此補助金なかりせば一銭の配当をも株主に分つ能はざりしことを見よ…余輩従来会社の報告を見ること多しと

雖も、未だ嘗て此の如き報告を見ざるなり、嗚呼此類の報告は嘗て世界に発せしことありや。」

自由貿易論者としての学術的見地からの批判であると同時に、士族奨産金を得て自らも南洋貿易に乗り出すべく南島商會を立ち上げることになる田口ならでは、大郵船会社の親方日の丸的な体質への舌鋒鋭い批判であった。

以上みてきたような日本郵船会社を軸とする海運状況、そして小笠原諸島の島情を実感しながら鍋島喜八郎は自らの事業に着手することになる。小笠原諸島との交易が主たる目的であったが³、離島との経済関係を進展させるためには、喜八郎にとっても輸送手段の確保は避けて通ることのできない課題となってくる。

その方途として喜八郎は、自らの船舶を所有するのではなく東京に本社をもつ御前回漕店および伊澤回漕店という二社と業務提携を結び船をチャーターする形で小笠原諸島との往來を重ねた。当時の「朝日新聞」でこの二社の回漕店を検索すると、いずれも広告欄であるが以下のような記事を見出すことができる。

1891(明治24)年12月8日—小笠原出帆、天祐丸(父島母島)行、12月12日積切、同13日出帆、乗客貨物取扱社、日本橋区小網町13伊澤回漕店。これは同年8月に続く喜八郎二度目の訪島時の伊澤回漕店の広告である。会社所在地も東邦組と同じ日本橋区である⁽⁴¹⁾。

1892年7月12日、—「伊澤回漕店、小笠原父島母島硫黄島航路、快通丸出帆案内、19日積切、20日出帆、乗客貨物取扱、硫黄島まで5円、小笠原3円50銭」。注目されるのは前年日本領となったばかりの硫黄島(東京府管轄)にまで伊澤回漕店は乗り入れたことである。

1893年10月26日—「快通丸、小笠原硫黄島行き、10月20日積切、21日出帆」。硫黄島での硫黄採掘熱のため三か月前に続いての同島への出帆となった。

以上は伊澤回漕店の船便であるが、その後は御前回漕店が喜八郎との関係を強めてゆく。

1892年12月6日—「小笠原行、第三八幡丸(定期郵便帆船)」。

1893年4月1日—「硫黄島行、天運丸(西洋形帆走)」。

1894年7月5日—「天運丸(硫黄島)」。

1896年1月12日—「帆走船明拵丸、父島母島へ」。さらに同じ文言が同年3月15日、17日、18日、ならびに5月15日、16日にみられる。ここからは、明拵丸は1896年には、1月、3月、5月と計3回父島母島に出帆していることが判明する。その推進役が喜八郎の東邦組であった。

この「朝日新聞」広告欄と比較しつつ1892年について「読売新聞」もみておく。同年1月15日の同紙には、次のような広告が掲げられた。「土州灰木材紙、鈴木セメント販売、日本橋区小網町三ノ二四、各国帆船貨物取扱所、伊澤回漕店」。ついで1月17日にも同趣旨の広告が掲載された。「土州石灰材木紙、鈴木セメント、角拇柱五寸挽角征 真去四間半以下販売、日本橋区小網町三一二四、各国帆船貨物取扱所」。さらに同年12月5日の広告欄には、「定期郵便帆走第三八幡丸出帆、小笠原父島行、十二月九日正午積切、十日出帆、京橋区船松町六、東邦組委託荷物取扱店回漕店。」と記されている。ここでは御前回漕店は、東邦組との荷客の委託関係をはっきりと打ち出しているのが注目される。

先にも言及した鍋島喜八郎の府知事宛「西洋型帆船定期航海付願」には、彼が現行の年4回の定期

航路に加え、自ら別途年4回の定期航海に着手する希望を述べたものであるが、その中に次のような理由があげられている。「(暴風等の災厄はあったものの) 爾後民業其著ニ就キ漸次産業興隆ノ気運ニ相向」う中で年4回の定期航海のみでは、「該島ニ於ケル重要輸出物産中砂糖ノ如キ間々其取獲製造ノ季ヲ相失ヒ産業拡張上双方ノ不便不少…」ここには喜八郎の小笠原諸島の開拓に関するいわば基本戦略が示されている。即ち彼にとっては、海運の充実と小笠原諸島の産業開発とが車の両輪として位置づけられているのであった。この点をふまえつつ渡島初期の喜八郎が、海運に向けた関心の跡を考察してみたい。

鍋島喜八郎の発議による小笠原航路の増便案は島司、府当局からも歓迎されたが、後年の小笠原支庁側資料にもその点についてこう述べられている⁽⁴²⁾。小笠原海運史の中で喜八郎が果たした役割を知る上で重要な情報となっている。

「本島内地間ノ定期航海ハ其ノ初メ帆船ヲ用ヒ年僅カニ三回ニ過ギザリシガ明治十八年〔1885年、日本郵船発足で〕之ヲ年四回トシテ次テ明治二十年帆船ニ代フルニ汽船ヲ以テシ交通ノ便一歩ヲ進メタリト雖モ拓殖進展ノ度ニ此□尚不十分ナリシヲ以テ明治二十四年鍋島喜八郎帆船ヲ以テ年四回ノ定期航海ヲ開始シ大ニ其不便ヲ補足シタリ…」

小笠原島庁、東京府当局（内務部）にとっては、佐賀鍋島家の一統であり明治政府の要職にあった鍋島直大や多久乾一郎とも親類関係のある喜八郎は、それだけでも信用に価する人物とみなされたことは確かである。その点は来島直後の喜八郎の便船に、府当局が書簡や物資、さらには現金までも運搬を託したことからも明らかである。

喜八郎の2回目の訪島（1891年12月）の際に府内務部長から島司宛てに出された文書の中で、来る13日出航の天祐丸に「井沢回漕支店鍋島喜八郎ニ託シ」建築用材を主とする「御用物」を送付する旨がしたためられている⁽⁴³⁾。

その後も東京府・支庁側と鍋島喜八郎の緊密な関係は維持されるが、この点についても1893年3月14日付の資料「現金及御用書類送り状案」からみておきたい。これも東京府内務部長から島司宛ての公文書で、16日出帆の八幡丸で「東邦組本店鍋島喜八郎ニ託シ」金20円と御用書類を送付することを伝えている。これについては同日3月14日で東邦組本店（京橋区水谷町5番地）から府知事富田鉄之助宛「領収証」が出され、そこには「渋紙包壺個、金子入書状壺個、但右二品共小笠原島庁行」と添書きされている。本件に関する一連の文書の最後として、同年4月25日付で小笠原島司橋本正人は「一、金貳拾円也 二五年度経費増額ノ分、一、御用書類 油紙包壺個」を「臨時船八幡丸号便ヲ以テ東邦組鍋島喜八郎ヘ託シ御送付相成正ニ領収」した旨を「証」として送付している。

このように30代になったばかりの鍋島喜八郎は、御前商店、伊澤回漕店という2社と特約しつつ、1892年から96年にかけて自らも精力的に小笠原諸島を往き来した。府当局の公的書類・書簡・現金の輸送を託されただけでなく、自ら増便を実現した帆船によって民生に不可欠な食糧品、日用雑貨、さらには産業開発に必要な諸資材の物流を促進する上で少なからぬ寄与をしたことになる。この喜八郎の増便によって、「島民の便益が図られると共に鍋島の事業も拡大」したが、そのことは物流の円滑化を望む島庁の意向にも合致し、両者の蜜月関係が築かれたといえよう⁽⁴⁴⁾。

このように 1890 年代の小笠原諸島開拓史の中で鍋島喜八郎は、看過できない特異な地位を占めたのであった。そのこともあってか、やや「美談」調の喜八郎像が語りつがれている一面も否定できない。たとえば辻友衛は、1891 年 8 月の最初の滞在を終え帰京するに際し、喜八郎は「(台風による大被害もあって) 飢饉同様の島民に、持参した食糧の残り全部を恵与し、父島島民に生命の親と喜ばれる」と特記している⁽⁴⁵⁾。

4. 水産開発

1887 (明治 20) 年の高崎東京府知事の来島の際、島庁は「島況」について詳細な具申を行ったが、水産業の現状と展望については、以下のように報告した⁽⁴⁶⁾。

「已ニ世人知ル如ク捕獲スヘキ魚類頗ル多シト雖モ、僅ニ蠮螋鮫等ヲ捕獲シ之ヲ内地ニ輸出スルノミ。畢竟嶋民資産少ク結合心ニ乏シキヤノ致ス所ナリトハ云ヘ、常に宝山ヲ傍観スルノ感ナキ能ハス。由テ漁業ニ従事スルモノヲ召集シ屢勧誘セシ処、近日組合法ヲ設ケ漁業具ヲ購求シテ先ツ二見港内ニ群シ来ル鮫鱸飛魚等ヲ捕獲シ、漸次鯨猟ニ及ホスノ計画ナリ」。

東邦組を設立した当初、北方海域でのオットセイ捕獲を手がけたこともある鍋島喜八郎にとって、豊富な漁業資源で知られた小笠原諸島の水産開発への関心は自然の流れでもあった。海運を通じ事業家として島内での基盤を固めた喜八郎は、1893 (明治 26) 年には早くも水産業への関心を具体化していく。ちなみに『東京法人要録 (1907 年)』の鍋島喜八郎の項には「明治三一年五月六日大日本帝國水産(株)社長、明治四〇年六月小笠原遠洋漁業(株)社長」と記されている。

以下では東京府側の資料によりながら、喜八郎の水産部門への関与の推移を考察してみたい。喜八郎は 1894 (明治 27) 年、父島大村に水産試験場を開設すべく支庁に「願」を出し、それは島司→東京府 (内務部)、府知事→内務大臣の行政ルートを経て最終的に承認される。これは大村・清瀬地区の「官有海岸地」2163 坪を今後十年間借用し、水産試験場を設置したいとの喜八郎の企画であった。この案件を好意的に受け止めた内務部地理掛・農商掛は、府知事に対し調査の結果をこう伺案している⁽⁴⁷⁾。

「該試験所設置ノ目的ハ漁具漁網其他水産業ニ必要ナル器具ヲ具ヘ漁獲製造繁殖方等ヲ試験シ傍ラ島民ヲシテ漁業ヲ練習セシメ以テ同島水産業ノ発達ヲ企図スルモノニシテ最モ有益ノ事業ト認め候…」

喜八郎は、借り上げにあたっては期間を 1894 年 8 月から 1904 年 3 月までの 10 年間とし、かつ「無材料借用」を希望した。しかしながら、後者について府側は、それは「規則ニ抵触」するので認められず 1 年間 1 円 50 銭を納付させることで決着がついた。

その喜八郎が同年 6 月 24 日付で府知事宛てに提出した官有地 2163 坪の自筆の借用「願」は、当時の彼の水産業への関心をみる上できわめて貴重であり、その一部を引用しておきたい⁽⁴⁸⁾。

「本島ハ四面環海漁族甚ダ多シ然ルニ本島漁業ハ至ツテ幼稚ニシテ適當ナル漁具ヲ以テ之ニ従事スル者無之空シク天産ヲ放棄セルハ遺憾ノ至リニ有之候、仍茲ニ資金ヲ投シ水産試験所ナルモノヲ設立シ島庁御雇入技師ノ出張ヲ仰キ漁具漁網ソノ他水産業ニ必要ナル器具ヲ調製シ専ラ本島水産物ノ漁撈ヨリ製造繁殖ニ至ル迄之カ試験ヲナシ善ク島民ニ通知シ又練習生タラント欲スルモノハ丁寧ノ教授シ本島漁業ノ師範ヲ造リ俱ニ本島水産ノ發達ヲ計リ□上ハ幾分ノ御国益ニモ可相成ト被存候…」

この「拝借願」からは豊富な漁業資源を有しながらも放置されたままの小笠原諸島の現状を嘆き、各種の実験や技術導入を行うことで水産開発を推進すると共に該分野での人材を育成したいとの、青年実業家喜八郎の意気込みをみてとることができる。またその底流には、これが日本の国益にもつながるといふリアリズムも汲みとれる。

この喜八郎の構想を後押しする形で同じ6月24日には、島司北澤正誠からも三浦府知事宛て文書が送られた。そこには父島は「開墾〔土地〕ハ已ニ其極度ニ達シ」ているので、「本島殖産ノ急務ハ目下水産業ニアリ」との認識が示されており、昨年来調査を進めてきたが経費不足もあって十分な成果をあげてこなかったことについてまず釈明がなされた。そうした折「今般本島ニ於テ身元正確ナル者〔鍋島喜八郎〕から実地試験の願いが出されたことは「本島水産資源發達ノ端緒ニシテ事業奨励ノ儀ニモ有之一挙兩得ノ儀」でもあるので「願意御聞届」けを要望したいとの主旨であった。ここでも先に述べた「御用物」送付で示した府当局や支庁の喜八郎に対する好意的な対応が印象的である。「身元正確ナル者」という言葉に、「ナベシマ」というブランドが大きく効いていることがうかがわれる。

このような一連の“根回し”を経た上で、正式承認に向け最終的に三浦府知事から内相井上馨宛てに「伺」が出された⁽⁴⁹⁾。ここでも申請者鍋島喜八郎の名をあげつつ、水産試験所設置は「漁獲製造繁殖方等ノ試験」を行うだけでなく、島民の漁業訓練にも資すること大であると強調し、こう承認方を求めたのであった。「以テ同島水産業ノ發達ヲ企図スルモノニシテ最モ有益ノ事業ト認メ候…。」

こうした行政的手続きを経た上で、1894（明治27）年8月22日付で十項からなる「官有地借用契約書」が結ばれ三浦府知事宛て送付された。喜八郎の希望通り清瀬地区の「官有地2163坪」の同年8月より10年間、借地料年1円50銭の条件での借用であった。もちろん鍋島喜八郎が筆頭借用人であるが、他に大村に在住する宮内多平、そして喜八郎と同郷かつ同時で来島した村岡常一の両名が署名捺印している。喜八郎にとっては、初めての来島から丸三年、小笠原諸島の産業開発という初心を実現する第一歩となった。

このような経過を経て始まった鍋島喜八郎の水産業との関わりは、その後どのように進展したのだろうか。島庁側の1894年ならびに翌1895年度の報告書をみておきたい⁽⁵⁰⁾。前者は喜八郎の水産試験所発足直後の状況報告であるが、そこでは水産業に関し「水産事業ハ今尚ホ初歩ニ属シ専念之レニ従事スルモノアルヲ見ス」との所見を示しつつ、そうした中で父島大村の鍋島喜八郎が「鯉及鮫ノ試漁」に従事しているだけだとの現状を指摘している。さらに同報告は、しかしながら今季は悪天候が続き風潮の変動がきわめて大きく、「本島ヲ離レテ遠ク出漁スルノ便」を得られず、したがって「父島二見港内ニ於テ磯魚ヲ漁獲」する程度であるが、11月以降天候回復を待つて聳島近海に向け出漁

予定であると展望するのであった。

一方その間島庁の漁業調査船の復命によれば、今季は鮫魚はやや不漁であるものの笹魚とくに鯛は「沿岸二、三十丁ノ沖合、深サ三〇尋内外」に遊泳し、わずか10日間で3千余尾の漁獲があったことから判断し、「若シ漁船漁具ヲ改良シ専心此業ニ従事スルモノアラハ笹魚ハ勿論鯛鱈類ノ如キハ一網能ク数千匹ヲ捕獲セル」ことが可能であり、「将来最モ望ヲ□スヘキ業タルモ信ス」と展望している。ここからも島庁の取り組みと合わせ、喜八郎の水産試験所による漁業革新への期待が示されていることがうかがわれる。

翌1895年の報告書の「水産」の項においても、冒頭「本期間中ニ於ケル水産業・主要ナルモノヲ鯉トシ」ついで「鮪、鯛及鯷、鰻等ノ雑魚」だと述べた後、鍋島喜八郎の持漁船に乗り組んだ支庁水産掛の調査報告の概要を報じている。これによれば、従来の「経験学術上」鯉は暖流にしたがって回遊するということが定説であったが、一昨年（1893年）秋からの農商務省調査の結果「本島近海ニモ棲息スルノヲ発見」、それ以降漁獲が急増したと報じる。その上で島司報告は鍋島喜八郎の役割につき、こう言及する。

「現時鍋島喜八郎ノ持漁船一艘ノ外完全ナル出漁船ナケレハ鯉ノ如キ回遊魚ヲ捕獲スルハ頗ル困難ナルヘシ、同人ハ砂糖以外ニ一ツノ副産物ヲ獲ント頗ル此業ニ執心シ静岡県ヨリ製造技術師ヲ聘雇シ漁業有志者ヲシテ伝習セシムル本島ノ水産業ニ就キ孜々タルヲ以テ他日一廉ノ水産物ヲ獲ヘント思料ス」

1894年、95年の「島内状況」報告からも、漁獲のみならず鯉節製造にまで着手した喜八郎の水産業にかける意気込みをみてとれる。さらには、それ以上に喜八郎が砂糖を重要視していた間の様子が「砂糖以外ニ……」の文言からうかがえる。

20世紀初頭までの小笠原諸島開拓事情をみる上で、山方石之助著『小笠原島誌』は信用度の高い重要文献として知られる。島庁内に水産所が置かれたのは、1893年のことであるが、それは喜八郎が水産業への参入を準備していた時期と重なる。この点を踏まえつつ山方は、喜八郎の1894年以降の水産事業に対する島庁側の支援政策を時系的に整理しているのでそれを摘約しておこう⁽⁵¹⁾。

1894（明治27）年、鍋島が「私設水産試験場を設置」したので、彼に「漁具漁船製造器械を貸与し試験効果の向上を図った。その鍋島に対し、「烏賊釣漁業及其製造」につき「奨励勧誘」に努めた。

1895年1月、農商務省と水産局は、鍋島に「漁場調査及び漁業試験を囑託」したため、同省水産調査所員金田帰逸を監査役として父島に派遣した。また島庁は、大村と扇村の漁業者に各種釣鉤3千本を下付し、「釣漁業ノ発達」に努めた。

ここで記された喜八郎に対する農商務省の囑託内容（1895年1月17日付）とは5点からなるが、その主な項目は以下の点である。①主たる委託事業は小笠原島沿海における漁場および漁族の種類の調査、ならびに捕獲方法の試験とする、②鍋島に対する手当は729円とし、事業の準備終了後「便宜分轄支給」する、③調査・試験結果は、毎月末に水産調査所へ報告する。

また同日に出された鍋島に対する水産調査所の委託手続きも5点あるが、ここではより具体的に次のような項目が含まれていた。①小笠原諸島沿海における漁場の位置・水族の種類、水族来去の時

期・方向の調査、②重要水族捕獲の方法および製造（加工）方法の実験、③支給した手当金を用いて調整した調査・実験用の漁具数は、終了の際水産試験所に納付する。

鍋島喜八郎に課題として与えられた上記項目中、鯉節製造について一言付言しておきたい。小笠原諸島で鯉漁業が始まるのは1893年からであったが、次第に供給が需要を大きく上回るようになった。そのための剰余金を鯉節製造に回すことになったが、製法が不完全なため当初は商品化には不適當であった。山方石之助は、そうした中で、鍋島の東邦組水産試験場が1895年伊豆から製造教師を招き指導を仰いだ結果、翌96年以降次第に東京市場でも好評を得ることになったと紹介する。その上で山方は、全体としてはまだ立ち遅れているが、「今後充分の改善を加へば蓋し東京市場に一頭地を抜くこと甚だ困難ならざるべし」と期待感を表し、目下島庁でも施設改善に着手していることを評価するのであった⁽⁵²⁾。

4.1 第三回水産博覧会への出品

鍋島喜八郎は上述したように、一部の欧米系住民が習熟していた捕鯨を除き、いまだ初期段階にあった小笠原諸島の水産業に大きな一石を投じることになった。1898年には大日本帝国水産(株)を立ち上げたのもその一端である。ただしその名に反し、同社については後述する喜八郎関係文書以外にこれといった具体的な記録は残されておらず、詳細は不明である。辻友衛編著の中に「漁船二隻所有の鍋島喜八郎と、父島の永島牛太郎に、島庁所有の鮫延縄を貸し与え、小笠原諸島の全域にわたり試験操業せしも、十分な成績なくして止める」との記述を見出す程度である⁽⁵³⁾。

こうした中で注目されるのは、第二回水産博覧会への喜八郎の積極的な参加である。水産博覧会は「漁業技術発展の地域差の実態を把握し、先進地域の優良技術を広く掘り起こし、それを他地域に普及させる」ことを目的にした水産振興策の一つであった。第一回は1883年3月～6月、東京上野公園で開かれ出品総数約1万5000点、来観者23万人の盛況であった（『世界大百科辞典第二版』）。

鍋島も出品した第二回目は、それから14年後の1897年秋（9月1日から11月末日）、神戸市楠町の旧鎮台屋敷跡で開かれた。開催に際し明治天皇からは、「水産ハ我国重要ノ物品ニシテ富強ノ一淵源ト称スヘキナリ…第一回ニ比スレハ其事業必ス増進セシモノアラン汝等共ニ益奮勵シ以テ国家ノ富強ヲ助ケヨ」との「お言葉」が寄せられた⁽⁵⁴⁾。

また主催地兵庫県の知事大森鐘一も、これをうけて「国家ノ富強ヲ図ルハ殖産興業ヲ務ムルヨリ急ナルハナシ殖産興業ノ要ハ水陸産物ヲ利用スルニ在リ」と述べ、四面海に囲まれ、かつ多くの河川湖沼をもつ日本にとって水産開発は急務だと強調した。府道県別に「漁業、製造、養殖、教育、学芸、経済及び機械道具並に水族」の諸分野について5万余の出品があった。

東京府関連の内、小笠原諸島に関する2点を紹介しておこう（同上、27頁、49頁）。

「小笠原父島出品の木を削りえぐりて製したるカノ一船とて四拾五円の船並に珍しき漁鎗あり小笠原の人は此船にて巧に海亀魚類を捕ふるとの事なり。」

「小笠原島より魚類の干物あり奥山弥八氏出品の烏賊は実に巨大なるものなり長サ三尺余もあるべし価は大なる割合に安し二円五拾銭なり其他種々の海苔、堅魚田麩並に大なる鱒あり。」

全国的な規模で開かれたこの博覧会には、東京府も小笠原漁業の普及および宣伝をかねて補助金支

出による支援態勢を打ち出した。博覧会終了後の翌 1898 年の一連の府内務部作成の資料は、出品した企業や漁業組合に対する補助金額の「配当調」を明示している⁽⁵⁵⁾。

この補助金は、出品物の価額をもとに算出されるが、価額総計約 1456 円に対し補助金は 200 円と定められた。その算出は基本的には価額金高の一割三分七厘とされた。東京府の水産関連産業の特徴を反映し、8 分野に分かれて出品されたが、その筆頭に「小笠原島漁具類聚 東邦組出品、価額金四三円三六銭（全対比約 3%）此補助金六円五〇銭」と記されている。なお欄外には「平素使用セルモノヲ其儘集メタルモノ」との担当官吏のメモ書きがある。

東邦組鍋島喜八郎名で出品された品目には、捕鯨用機械一式、鯨延縄のような大きなものから水眼鏡、箱眼鏡、鯉や烏賊の鉤鉤、餌取縄等々多岐にわたっている。

当時の東京府の水産業事情をみる参考として、小笠原諸島に関わる東邦組以外の出品概要を略述しておこう。一、「淡水漁具類聚 価額一二三円十八銭、補助金一九円二六銭」。ここには玉川秋川沿い川漁業組合、青梅漁業組合等組合が参加している。東邦組のみが海産物を対象としていることになる。以下は分野名のみ紹介する。一、昆布堆積口雛形、一、劍鯛製造機械、一、海苔採場及海苔製造場模型、一、養魚池模型、一、各種鼈甲原料等類聚、一、工芸品原料介殻類及其製品。

出品者に対する補助金は、前述のように一定の補助金率にもとづくものであったが、東邦組のような「平素使用セルモノ」をそのまま出品するものもあれば、出品のため調整し後日の用途困難なものまで様ではないので、それらが補助金率にも反映されていることが付記されている。いずれにせよ、鍋島喜八郎は小笠原島庁とも相談した上と思われるが、小笠原水産業（とりわけ捕鯨）の広報役を務めようとしたことに留意しておきたい。

4.2 小笠原島遠洋漁業株式会社

日露戦争終結からまもない 1907（明治 40）年、鍋島喜八郎は上記会社を設立し、島庁所属の帆船小笠原丸（62 トン）の貸与を受け「南洋漁獵」への飛躍を図った。最初の出漁はマリアナ群島方面であったが、発足間もない時期の同社の「事業方針」からは「目的トスヘキ漁獲物ハ北洋ニ於ケルモノト異リ数量少クシテ多額ノ収入ヲ得ルコト難」き状況であったことが率直に記されている⁽⁵⁶⁾。

同社のこの「事業方針」には、小笠原丸以上の「非常ニ多クノ積載場所ヲ有スル漁船ノ必要ヲ感」じると指摘されるものの、会社設立以来「資金充塞セス到底船ヲ購入」することは望めないのが、既存の小笠原丸を修繕し改めて南洋漁業に乗り出す方針が確認された。そこにはかなり切羽詰まった状況がうかがわれるが、もし第 2 回目の操業においても「充分ノ成績」を収めることができなければ、「是本社盛ノ依テ分ルル処」であるとまで表明されている。

この第 2 回出漁は 1908 年 10 月上旬と予定され（翌年 2 月帰港）「漁獲物鱧及信天翁 [アホドリ] ヲ目的」とし、前回のマリアナ群島より以南の海域への出漁を計画した。そのため「食料飲用水等ハ充分ノ準備」を必要とし、かつ漁獲物の「充分ノ積載場所」を確保することが不可欠であることが謳われた。さらに第 3 回出漁では、これまでとは異なる漁獲を目的とすべきことは明白なるも、現在のところ確実な漁獲物は特定できておらず、この面でも今後の実地調査が必要である等々も確認された。

こうした文面から判断する限り、小笠原島遠洋漁業株式会社は、資金的にも出漁成果の面からみても、喜八郎の事業としては決して満足のいく結果とはならなかった。その主力船となった小笠原丸

も、何回かの航海後「暴風にあって難船」する運命をたどった⁽⁵⁷⁾。

同社が直面したきびしい状況については、鍋島喜八郎の事業における水産分野での“番頭”格であった前述の久世延吉から東京にいた喜八郎宛ての書簡からも明らかである⁽⁵⁸⁾。

大村在住の久世は、長文の手書き書簡の冒頭で喜八郎の妻文（1873年10月生まれ、1900年2月18日結婚）の病気見舞いを述べた後、そうしたとりこんだ折にもかかわらず喜八郎が会社の件で種々配慮してくれることに謝意を表す。それに続け久世は、父島を8月25日に出港する予定の小笠原丸は三重県鳥羽港に入港することになっていることを伝えている。やや長くなるが、小笠原島遠洋漁業（株）の実態の一端を知る貴重な資料なので主要部分を引用しておきたい。

「今往航鳥島寄港同島ヨリ小鳥ノ手羽□六十八□余其他馬鹿鳥〔アホウドリ〕之ムシリ毛其他総計百四十梱程積入候ニ就而此ノ入荷ヲ見ル時ハ勢ヒ相場ノ変動ヲ来タスヤト苦慮致シ候ニ付早速電報ヲ以至急取極メノ必要アル趣申上候次第ニ御座候、尤御取込中〔夫人病床〕ナルヘク察シ篠田、富士〔在京社員〕ヘハ直接電報ヲ以テ相談ノ上ニ十一日中ニ取極メ方通致シ候、亦翌廿日篠田ヨリ手羽五十□入荷ノ為メ三〇、二下落セシ旨電報有之当方ニテハ此手羽五十□ハ此ノ定期ニ積込ミタル小鳥ナラント察シツバノ鳥羽トハ相違ニ付充分□ノ□□□照会シタルニ翌日ニ至リボースン四〇〇、ツバ七〇、手羽三〇、トノ電報ニ接シ一同一驚ヲ喫シ候次第ニ御座候、尤モ成行ナレバ致シ方無之尚其間ニ何か（富士、篠田間ニ）事情アルニアラズヤトノ疑念ニテ電報ヲ以テ申上候次第ニ御座候然ルニ会社ノ経済状態ハ誠ニ困難之レヲ持チコタエルノ余裕無之殊ニ先日來人夫一同ヨリオ金ノ請求嚴重ニシテ本定約ニハ一層甚敷□レト蛮行的ニ会社ニ押シ掛ケシトノ形勢ナルヨリ不得止各方面ニ手ヲ廻ワシ五百円程調達シ残り千円余ハ証書ヲ交付シテ次便迄延期スル事ニ交渉致シ候次第。其他去ル十六日小笠原出帆ニ際シテモ数百円ヲ要スル□出金夥多ナル之一方、未払込ノ整理ハ付カズ荷物ノ余分モ付カサル今日恰ト閉口致シ居候□荷物仕切次第外日モ二千円ヲ要スル次第ニ付是非次便着カバ出帆前ナレバ電報ヲ替ニテ送□相成之□致度候……小笠原丸着十六日三重県大湊ニ向ヒ出帆致候着船ノ上ハ直チニ船長ヨリ御手許ヘ電報ニテ通知スル筈ニ候間荷物ノ残ハ同地ヨリ東京ヘ回送（□船着ケハ陸送）スル様御命電頼上候、大湊ニ向ヒタルハ修繕工事ヲ同地ニ於テ而スル目的ニ有之候併ニ天候ヲ待ち其他ノ港ニ着スルヤモ計ラズ候即而着電ヲ待ち可然御処置願上候、会社今日ノ如クノ経済ニテハ到底將來人□転覚束罷ク事業トシテ發展之余地罷ク□増資スルヨリ外無之□存候、併シ余地控而ハ即議定ノ要求ヲ充ス能ワズト存ジ候ニ付内地ニ向ヒ運動スルノ外無之何レ本船出帆後將來之方針協議□□筈ニ御座候、島庁ヘ礼ハ相ヲ聞クニ向ヲ五ヶ年二五万七千円余アルノ事トノ事ニ而此ノ後一二・五〇噸ノ帆船ヲ作ルトセバ約二万二、三千円ヲ要シ当沿漁業トシ而石油發動機船ヲ購求スルノ意見ハ□□之トテモ一万円余リ要ス然モ時ハ最底五ヶ年間ニオ頼□予算ニテハ如何トモ□難ル故ニ帆船ハ増資ヨリ□□シ資本ヲ以新造スルノ外罷カレントノ課長其他之意見ニ即シ大ニ考慮ヲ要スル処ニ御座候…。」

上記「事業方針」並びに久世書簡の二点には明確な年月日は書かれていないが（久世書簡は8月23日と記）、内容から判断しともに1908（明治41）年8月頃に執筆されたと考えられる。順番としては鍋島喜八郎宛て久世延吉の書簡が先で、そこに見出される「将来之方針」の言葉に対応し、会社

首脳陣が鳩首協議をした結果、社としての「事業方針」が策定されたものと思われる。なおこの「事業方針」は、専務取締役の一人青野正三郎の「鍋島社長」宛て書簡に添付されたもので、かつ青野書簡「文字不鮮明で未解読」にははっきりと「明治四一〔1908〕年八月二十五日」と作成日が記されている。

未解明部分も少なからず残る二点の資料であるが、ここから判明する設立一年後の鍋島喜八郎の小笠原島遠洋漁業株式会社の置かれた状況を約言してみたい。まず久世書簡からは次のようなことが判明する。

- ①久世は当初鍋島喜八郎への出資者多久乾一郎に遣わされ鍋島の「監督役」、債権取り立てが目的で来島したものの、多久の急逝もあり、いつしか喜八郎の懐刀的地位を手に入れていたことが文面からも明らかである。また本書簡と同じ1908年8月には久世は島司によって島内最大の集落大村の世話掛に任命され、父島の有力者に上りつめていた。そして喜八郎の創設した遠洋漁業会社でも中枢を占めていたことが明らかである。
- ②会社設立の主要目的は「南洋漁猟」であったが、実際には鱸等漁類だけでなく、大噴火で壊滅後の復興しつつあった鳥島からアホウドリの羽毛等の輸出向け物産を相当積み込み、漁業だけでなく東邦組の主要業務であった交易にも携わっていた。アホウドリ羽毛等については、相場の変動をもたらしかねないほどの量であったことも示唆されている。
- ③それにもかかわらず、会社の経営はきわめて悪化し、大きな困難に直面していることが強調される。そのことにも関連し、貸金問題をめぐって使用した「人夫」からの「蛮行」まがいの大要求に衝撃を受けている様子もうかがわれる。
- ④会社再建のためには「内地向けの運動」も必要であり、増資によって新造船をつくることが提案され、「将来の方針」につき協議が必要であることが強調される。

このような「実力者」久世延吉の鍋島社長に宛てた直訴をふまえた形で、「事業方針」が二日後に急遽まとめられることになる。そこで提示された点として、以下がある。

- ①現有の小笠原丸では、積荷可能な量には限界がある。しかし新規船舶を購入することは資金不足で困難である。
- ②したがって代替案として、小笠原丸に必要な修繕を施した上で南洋漁業を継続する方針とする。今後はマリアナ諸島以南の海域への出漁を行い、鱸とアホウドリ採取を目的とする。
- ③3回目以降の出漁では、それ以外の漁獲をも目的とするが、そのためには今後のさらなる調査が必要である。

小笠原島遠洋漁業(株)は、このように再建に向けて現地父島(青野正三郎、久世延吉ら有力者)と東京の鍋島喜八郎らの間で協議を続けていた。そうした状況下で、会社にとってもう一つ深刻な事態が発生した。それは上記の久世書簡でも明記された鱸等の魚獲以外に、小笠原丸がアホウドリの羽毛等を大量に積み込んでいたことに起因するものであった。この問題については、外務省史料によりつつその経緯を概観しておきたい⁽⁵⁹⁾。

同件の発端は、1909(明治42)年2月18日付で父島の奥山千代一という住民が「外務大臣秘書官」宛てに送付した至急便である。内容的には署名入りの一種の「告発書簡」であった。奥山は、小笠原島遠洋漁業(株)は島庁補助金によって昨年新造された小笠原丸を利用し南洋漁場に出漁したが、設立

目的に謳われた魚類以外の「密漁」をし「鳥毛を満船」しており、しかも禁漁島である米領デサンスケ島〔リシアンスキー、ハワイ諸島西方〕で乱獲しているが、これは「場合に依りては国際間の問題」となりかねない可能性が大きいと指摘している。一連の情報は小笠原丸に乗り組んだ欧米系島民（「帰化人」）から入手しているが、同時に奥山は、島司がこうした「甚だしき違法」を知りながら「知らぬ顔をして過ごす」ということは「徳義上のみならず国法上に於ても黙視する能はず」ときびしく指弾する。この奥山書簡には会社名のみが記され、在京の鍋島はじめ事実上経営の中枢にあった青野、久世らの個人名は出されていないが、彼らが島司と「結託」しているとみてそれを苦々しく思っていた一部の島内世論を反映したものであろう。

当時の島司阿利孝太郎と会社側との関係については、設立にあたり島司から会社に全18条からなる細部にわたる「命令書」が出されている。その核となる第1条には、1908年10月10日から2年間無料で貸与する船舶及物品を用いた以下の事業を委託する旨が謳われている。①鱧漁試験、②緑鶴亀及玳瑁の捕獲試験、③海鼠及貝類の捕獲試験、④臘虎及臘舩獣捕獲試験、⑤鮭鱒及鱈漁試験、⑥其他海獣類及魚類漁獵試験、⑦漁場及海流の調査。

この「命令書」からは小笠原島遠洋漁業(株)は、海産物の捕獲のみを委託されていたことが分かる。それにもかかわらず大量の羽毛を積み込んでいるのは不法ではないか、というのが奥山千代一の「告発」の理由であった。これに対し会社側は、「東京府」の名の入った用箋で、おおむね次のような釈明文をしたためた（宛先及び日時は明記されず）。当社は、①「命令の通り」鱧漁等の遠洋漁業のため1908年11月21日出漁するも、悪天候のため「南洋ノ一無人島」に退避した。②その間「徒然ノ余り捕鳥」にも携わったが、これは「素ヨリ目的外」のもので「専ラ鱧漁試験ニ従事」した。③漁獵の都合で2月7日（1909年）に一時父島に帰島し、3月8日にふたたび出港したが、船長不在のためどの島に帰港したかは詳らかではない。

奥山からの通報を受けた外務省は、対米関係を憂慮し、同年3月9日付で通商局長から府知事宛て公信を送り、「奥山千代一ナル者」から「申出」があったが、小笠原島丸の「過般南洋旅行中ノ行動」に関し事実関係を回報するよう求めた。

その後通商局長萩原守一と府知事阿部浩との間で何回か文書が交わされた。そして5月11日発の萩原局長から知事宛て公信で、小笠原丸は島庁所有の船舶であるので、島庁はその「命令書」を遵守するよう「嚴重ニ注意スルノ地位ニ在ルモノナルコトハ言フ俟タサル」ことだと強い語調で警告を発した。外務省側は、小笠原島遠洋漁業(株)が、「命令条件以外ノ捕鳥ニ従事」し「羽毛ヲ満載」したことを「自白」し、米領リサ〔シア〕ンスキー島で「密獲」したことも明らかであり、先の奥山書簡の内容とも合致していると指摘した。

さらに萩原の公信は、こうした会社側の行動は、「島庁ノ命令ニ反シ」たものであるのみならず、島庁所有の船舶が外国領で密漁するということは「他日容易ナラサル問題ヲ惹起スノ虞」があるとして、会社側に対する「嚴重ナ取締」を求めた。日米政府間関係に「きしみ」がない時期であれば、小笠原諸島の一島民のこうした通報に対し、おそらく外務省はここまで過敏な反応を示さなかったであろう。南洋の小島での密漁問題が、排日移民法や日露戦争後の「満州問題」をめぐり緊張を来していた対米関係に悪影響を及ぼすことを懸念した外務省側のこうしたきびしい文書に対し、阿部知事は10日後5月17日付の「外務大臣伯爵」小村寿太郎宛て公信で、こうした事件が再発せぬよう、「将

来嚴重ニ監督取締ヲ為」すことを確約し、3カ月にわたる「帆船小笠原島丸事件」は一応の決着をみたのであった。

5. 農業分野

小笠原諸島に事業の拠点を求めた鍋島喜八郎は、これまで述べてきたように交易ついで水産業と精力的な活動を続けてきた。同時に「水陸ノ産業ニ多大ノ力ヲ尽シ」と称されたように、農業分野とくに糖業にも来島直後から力を入れていた。砂糖が主力であったことは、前述のように「同人（鍋島）ハ砂糖以外ニ一ツノ副産物〔水産業〕」があると評されていたことから明らかである。

東京法務局（千代田区南九段）資料室には「旧小笠原土地台帳」（複製版）が保存されており、明治時代末期の硫黄列島を含む小笠原諸島全体の土地所有状況の詳細を知ることができる⁽⁶⁰⁾。この資料からは喜八郎は来島まもない頃から日本領有以後の新旧の行政の中心地扇浦、大村にはじまり父島のほぼ全域、そして母島においても官有地（そのほとんどが山林）を積極的に購入していたことが判明する。

辻編著（200頁）によれば、1898（明治31）年の時点で北袋沢の森本栄三郎の所有地は13町5反部余となったが、それにより森本は「鍋島喜八郎氏に次ぐ父島第二の大地主となる」と記されていることから、いかに喜八郎が農地開墾に大きな関心を有していたかがうかがわれる。

水産業界の第一人者であると同時に父島最大の大地主となった喜八郎の農業分野での活動は、山林原野を開墾し小笠原諸島の主産業となっていく糖業をはじめ蔬菜・果樹栽培にまで及んでいた（ちなみに1920年版『人事録』では、鍋島喜八郎は、「農業・製糖」に従事と記載されている。同じく『明治大正期商工信用録第一期第3巻、大正9年』でも鍋島は「職業—農業製糖」となっている）。

また1928（昭和3）年4月に大村役場に提出された前述の喜八郎の「履歴書」をみると、農業関係の事項としてつぎの2点が記されている。1892年4月「小笠原島製糖同業組合長ニ挙ラル」。1897年3月「父島扇村字二子ヲ開墾シテ各種ノ農事試験ス」。

ここで「製糖」家鍋島喜八郎をみる前に、19世紀から20世紀初めの小笠原諸島の糖業をめぐる状況を一瞥しておきたい。先述した高崎府知事への島司具申の中で、砂糖についてはこう述べられていた⁽⁶¹⁾。

「本島重ナル産物ニシテ多ク父島ニ栽培シ、然レトモ一年一、二回ノ暴風ヲ口実トシ、往々放置スルモノナキニシモアラス。依テ本年二月以来島民ヲ勧誘シ製糖器械並ニ砂糖買入等、種々ノ保護ヲ与ヘシ故、忽チ一般ノ氣勢ヲ惹起シ、北袋沢村ノ如キ已ニ荒蕪ニ属シタル地モ皆甘蔗畑ニ変シ…」

そうした状況をふまえ、以下では辻編著（205-207頁）から糖業に関する主な項目を追うと以下のとおりである。

1901（明治34）年1月一横須賀鎮守府司令官の「允許」により父島に貯蔵の海軍予備石炭が、砂糖製造用燃料として父島・母島の砂糖栽培農家に有償で交付される。ここからは糖業が小笠原諸島の基幹産業として海軍側が注目していたことがうかがわれる。

同年1月22日—台湾の台湾製糖(株)設立、小笠原諸島の「砂糖栽培に赤信号が灯る」。

同年10月—「砂糖消費税施行に伴い、初めて父島に小笠原税務署開設」。

この間、同年3月末の粗糖収量は2万1,700トン、産額19万6,892円と過去最高となる。

しかしながら翌1902年3月末には粗糖収量1万6,000トン、そして産額は激減し8万4,287円となる。

このような砂糖をめぐる不安定な島内事情を背景として1901年秋、糖業関係者の間で糖業保護請願に関する動きが活発化した。同年10月(□は空欄)付で「糖業保護請願ニ関スル委任状」という次の文書が作成された(鍋島茂樹氏所蔵)。「委任状 拙著共□□ヲ以テ部□代入ト定メ左ノ権限□□□委任ス 一、東京府小笠原島糖業保護請願ニ関スル一切ノ件、右委任状一□如件、明治三四年十月□日」との簡潔な文面で、冒頭には一円の収入印紙その上に実印による捺印がある。ここでは空欄のままであるが被委任者は鍋島喜八郎であることはこの文書が「喜八郎文書」に中に残されていること、署名人の中に喜八郎の名がないこと等からも推測可能である。そしてここには母島・父島の糖業関係者313名(母島208名、父島105名)の住所、氏名、実印が印されており、きびしさを増す砂糖状況の中で喜八郎に島庁当局との折衝をはじめ一切を託そうとした間の事情がうかがえる。ただ「糖業保護」の具体的内容については詳らかではないが、発展途上の小笠原諸島の糖業が、台湾あるいはジャワ島の糖業に次第に押されつつある中、税務上の諸問題や暴風等災害の予防対策あるいは損出補償問題など「一切の件」を島庁首脳部、さらには「内地」に有力なネットワークをもつ喜八郎に委託しようとしたものと思われる。

鍋島喜八郎は取得した土地を開拓民として八丈島はじめ各地から来島した島民の労働力によって開墾し、農商務省から派遣され島庁技師として長期にわたって活動を続けた豊島恕清らの助言を取り入れつつ、砂糖、綿花、蔬菜等の栽培を小作契約によって事業化したと思われる。父島で東洋園芸会社の経営に携わり園芸作物の改良に寄与した福田定次は、全盛期の喜八郎の扇浦での「鍋島農場」を、こう回顧している⁽⁶²⁾。「小笠原群島中で一等地と言ふべき資格のある農場は、何んと言っても扇浦の鍋島農場である」と語る福田は、50町歩余のこの土地が「天然自然に肥料分に富んである赤土」で、しかも「地下六七尺で良水」にめぐまれていること、「玉菜や米利堅松、椰子等」が四囲に植込まれているため暴風雨にも強いこと等々、一等地としての条件を備えていることに感嘆する。このように「天命と人事」の双方の好条件に支えられて経営された鍋島農場の生産物について、福田はこう紹介する(同書、43,44頁)。

「(同農場の)主作物は甘蔗であるが、蔬菜園にはトマト、茄子、胡瓜、西瓜、南瓜、其の他西洋物の見事な物が出来る。果樹園にはオレンジ、レモンを始め、文旦も台湾産に優れた立派な物が出来る。…家畜には牛、豚、山羊、七面鳥などがある。動物も生育繁殖が頗る早い。……今に帝都の人士にも、熱帯系の植物や、いろんな物が安価に豊富に供給せられることであろう。」

亜熱帯樹木でおおわれた山林を切り開き傾斜地を開墾しながら農地を造成するには、そしてその地に各種農産物を栽培し、収穫を得るまでには多大な労働力が必要とされた。とりわけ人手を要する砂糖産業にとって、労働力をいかに確保するかは喫緊の課題であった。鍋島喜八郎は広大な造成地の多

くを小作に委ねたり、自作農家に貸し出すなどを通じ事業を推し進めた。その喜八郎の片腕として陣頭指揮に立ったのが、後年（1927年）鍋島農場の所在地である扇村の世話掛に任じられた同郷の村岡常一であった。村岡の「履歴書」（1928年作成）には、前述のように「明治36〔1903〕年1月10日、父島扇村字二子山故鍋島喜八郎経営、農業部主事トナル」と記されている（東京都公文書館所蔵）。

開発の進展にともない高まったこの労働力確保との関係で、近年の研究で注目されているのが、1910年扇浦洲崎に設けられた感化院修齋学園の少年を農家に委託し、開拓の労働力の一助としたという事実である⁽⁶³⁾。

「不良少年、犯罪少年」の保護救済を目的として日本で初めて感化院法が公布されるのは、20世紀を前にした1900（明治33）年3月のことであった。これを基本法として東京府が同法を施行したのは1906年4月であった。ただし府当局は、当初直営の感化院を開設するのではなく、東京市感化院井之頭学校（現都立萩山実務学校）を代用感化院として指定した。その後直営感化院の必要性を求める声が高まり、1909（明治42）年通常府会で府立感化院設立が決議され、その場所も最終的に父島の扇浦洲崎と決められた。翌1910年6月から建設が始まり、同年11月に開園式が挙行された。その場所は、こう期待を寄せられた⁽⁶⁴⁾。

「父島の東南海浜に所在し、村落とは北に一丘を距てて相応じ、前面は南方に開けて水天渺茫の太平洋を望み、風光明媚にして遠く世塵と隔絶して感化遷善の保健並びに教育上に適当な地。」

東京府の要請に応じ現地側で修齋学園の設置を積極的に受け入れたのは、島司の阿利孝太郎であった。その表向きの理由は、次のような認識からであった⁽⁶⁵⁾。「本島の気候の温暖なる空気の清浄なる衛生上無比の地にして、しかも四囲の風物は彼らを誘惑するものなく、且つ四面環海の島嶼なるを以つて、逃走の念慮を断つ得べく教養上、特に利便多かるべきを認め…。」

このように東京府、支庁当局の間には、恵まれた自然環境の中で感化教育は理想的になされ、少年たちの更生に寄与するであろうとの理解があった。開園式に府知事に随行した内務官僚岡弘毅も、こう楽観的な展望を表明していた（藤井、42頁）。「園児皆本島をもって楽園となし、獐猛の性自ら鎮静に帰すというもの洵に宜なりと言ふべし。」

しかしながら、実際には逃亡を試みてきびしい懲罰を受けたり、死亡する少年も少なからず出るなど、学園側と感化生の間には深刻な亀裂も日常的にみられた。さらに1919年秋には小笠原諸島を襲った未曾有の暴風雨で学園の本館部分が倒壊するなど、費用対効果の面からも次第に閉鎖論が高まり、結局1925年3月正式に閉校となった。わずか14年の存続期間であった⁽⁶⁶⁾。

一方、この短命に終わった修齋学園が存続した時期は、小笠原諸島の糖業を中心とする農業生産の興隆期であり、前述したように労働力需要が急激に高まりをみせていた時期であった。こうした産業開発上の要請が、感化院誘致の隠れた真の理由であったとする研究も、「拓殖政策推進の『尖兵』となった感化生たち」との副題が付された前掲藤井論文をはじめ有力となっている。他方、この点に関連した最新の研究である石井良則論文は、藤井、二井らの研究を評価しつつも「未解明の部分が多いのも事実」とした上で、豊富な事例の分析を通じ「一部逃亡、窃盗等の事案もあったが大方の生徒（の労働力）は矯正施設側の思惑とは別に〔農家側に〕大いに期待され重宝されたのは事実である」と委託生の「効用」に一定の評価を行っている⁽⁶⁷⁾。

なお感化院の少年を開拓に必要な労働力とみなす考え方は、近代日本の感化教育の先駆留岡幸助に

も早くから抱懐されていた。感化法制定の前年 1898 年に東京巢鴨に家族的な收容・教育を取り入れた「家庭学校」を創立した留岡は、「開拓の汗」を流して、即ち「殖民を通しての不良少年の感化教育」（藤井論文、33-39 頁）を提唱しており、そうした考え方が修齋学園設立に関わった関係者の間でも受け継がれていたともいえる。小笠原支庁島司阿利孝太郎も、感化院誘致に際しての府知事阿部浩への具申の中で、「性向の改善」を遂げた感化院生を「一般民家に委託し農業の労務」にあてることは、彼らの農業修得に益するのみならず、「産業発展に資する処甚大」であると考えていた。この点をふまえ仁井論文は、修齋学園在籍の三分二の少年が「委託生」として農家に住み込み、とりわけ「急斜面を切り開いた砂糖畑の作業に従事したと考えられる」と述べ「実際としては、安価な底辺労働者」と位置づけられていた、と指摘する⁽⁶⁸⁾。

その修齋学園と同じ扇浦地区の山側に広大な「鍋島農場」を所有した喜八郎にとっても、当然感化院生の存在は視野に入っていたはずである。ただ鍋島自身はしばしば渡島したものの、実質的には不在地主であり、感化院委託生の扱いは農場の日常の管理運営をまかされた村岡常一が担っていたものと思われる。事実各集落の世話掛は委託農家と受託生の間に入り、賃金や労働条件の契約に関し、島庁の指導を受けつつ職員に命じる立場にあった⁽⁶⁹⁾。

鍋島農場で労務に従事した修齋学園生徒についての具体的な資料は見出せないものの、周辺情報から一定のイメージを描くことは可能である。初代学園長を一時兼ねた島司阿利孝太郎の回顧録を利用した石井良則は、阿利の次のような言葉を紹介している⁽⁷⁰⁾。「昨今最も好成绩を挙げてゐるのは感化院の子供である。目下百六七十人を收容してゐるが極めてイケない五六人の他は殆んど普通の民家に配置されて其一家族となり農業や工芸に着手している、彼等には毎月五十銭乃至三円の手当をやって丁年になるまで積立をさせてゐる。」

「其一家族」の成員として委託農家の中で彼らがどのような居場所を見出したかは一律ではないとしても（管見の限り委託生側の記録は存在しない）、働き手の少ない農家側からみれば力仕事の多い砂糖絞りに少年たちの労働力は貴重な存在であったはずである。学園設立五年目の 1915 年末の「委託生貯金調査表」をもとに、石井は父島の大村・扇村袋沢村に 24 人、農業が主産業の母島の沖村・北村に 55 人、弟島に 3 人、硫黄島に 5 人、北硫黄島に 6 人、計 93 名の就労生が労働に従事していたと指摘する⁽⁷¹⁾。扇浦を中心に父島母島に多くの土地を所有した鍋島の農事現場で生産活動を営む自作・小作農家にも、こうした修齋学園就労生がすくなく存在したものと推定できる⁽⁷²⁾。

6. 結婚、事業家としての試練

東京と小笠原諸島を頻繁に往き来しつつ各種事業に取り組んでいた喜八郎だが、40 歳を機に家庭をもつことになった。相手は堀直樹・三枝の長女文で、結婚後は東邦組本社のある茅場町に新居を構えた。二人の間には 2 年後一人息子茂太郎が誕生した（1902 年 7 月 10 日生まれ）。

明治 33（1900）年 2 月、築地柳花苑で開かれた結婚披露宴に際しては、一門の鍋島桂次郎（外務省勤務）夫妻が招待客への案内等世話役を務めた⁽⁷³⁾。鍋島側の親族の中には、喜八郎の事業資金提供者である多久乾一郎・千枝子夫妻の顔もあった。2 年後に急逝する多久との間には後述する借入金返済をめぐる厄介な問題もあったと思われるが、それでも多久は喜八郎の結婚を祝し、「桐廬火鉢壺対」と「鯉節□手壺包」を「右為表祝意進呈仕候間御受納被下度候 明治三十三年二月十九日」と

書き添えた毛筆書き書簡と共に贈っている⁽⁷⁴⁾。

ここで多久乾一郎夫妻、鍋島桂次郎夫妻の名が出たことに関連し、維新後の鍋島一族のつながりについて触れておきたい。佐賀本藩の最後の藩主となった鍋島直大（喜八郎とは従弟の間柄）は、版籍奉還後の1880（明治13）年一門の主だった人々に宛てた書簡の中で「祖宗ノ遺烈ニヨリ華族ニ列シ高位高禄ヲ受ケ 輦下ニ住シ無比ノ恩栄ヲ厚クス実ニ晏然トシテ坐食スヘカラス宜シク勤王ノ節ヲ厚クシテ皇室ト一体トナリ乍不及モ徳義品行ヲ正クシ衆ノ儀表トナリ政化ノ先ヲ卒スルヘシ」と心情を吐露した。これに対し一門の「重臣」たちは、「御家道盛大堅固ナル様心志ヲ尽シテ之ヲ補佐」することを誓約する「一門国老中誓之添書」を「明治十三年六月六日付」で提出した。そしてこの「誓之添書」に名を連ねた16名の中に、多久乾一郎の父茂族、鍋島桂次郎の名もみられるのであった（鍋島茂樹氏所蔵資料）。この文書を喜八郎が文箱に収めていたことは、「鍋島一族」という“ブランド”に対する彼の秘められた心持をうかがう上でも興味深い。

鍋島家の主だった人々の祝福の内に結婚し、公私ともに繁忙な40代を迎えた喜八郎であったが、短い期間にいわば積極経営を進めたこともあり、先述した小笠原島遠洋漁業(株)の関係史料が物語るように経済的には少なからぬ困難が待ち受けていた。

その点とも関連があるといえるが、小笠原島内の動静を年譜にして克明にまとめた辻友衛編著をみると、1890年代を通じひんぱんに登場した喜八郎の名は、20世紀に入ると1918年12月に一度現れるのみとなる。ちなみにそこには、こう記されている（260頁）。「扇浦の鍋島喜八郎が、扇浦、小曲、境浦、南袋沢に数百町歩の農地を造成し、小作人を使用して、トマト、胡瓜、南瓜、馬鈴薯等の、冬季内地出荷を始める。」

なにげない一節であるが、戦前期小笠原諸島では1920（大正9）年の糖価下落以降糖業不振が続く中、1930年代に入ると島の住民経済を救ったのが薬用植物の栽培と共に冬季の京浜市場に向けての蔬菜類の移出であった。その意味では砂糖が基幹産業であった1910年代末時点での喜八郎の蔬菜栽培は先駆的なものであった。ただし、その喜八郎の死去（1922年4月17日）については、辻著作には言及がない。

鍋島喜八郎の晩年の事業が決して順調ではなかったことについては、他の諸文献からもうかがわれる。旧鍋島家臣団の一人である郷里須古村（現杵島郡白石町）の吉岡達太郎は、小笠原諸島におけるたびたびの台風被害で蒙った巨額の損失に加え、「東京に於て数年取引せし両銀行〔銀行名不明〕破産して、預金を回収する能はず。損害一時に来襲して事業を挫折せしも、氏が不撓不屈の精神は万難を経て、愈鞏く徹底的奮闘努力せし為め、將に回復せんとせしに、病の為め目的を貫徹する能はず」と述べている⁽⁷⁵⁾。

同じように石井良則も、暴風雨等の災害と喜八郎自身の病に加え、「多久〔乾一郎〕の督促」を大きな要因として事業が進展しなかったと指摘する⁽⁷⁶⁾。ただし石井のその後の地道な聞き取り調査によれば、多久により鍋島への出資金回収のため父島へ遣わされた久世であったが、2年後には多久が急逝したこともあり、久世は鍋島から回収した資金の多くを多久家に戻さず、東邦組からの「独立資金」としてサンゴ商に転身し巨益を手に入れたと指摘する。そして既述のように久世延吉は中心地大村の世話掛として1927年の「行幸」を準備し、同年末尿毒症で他界している⁽⁷⁷⁾。

6.1 債務問題

小笠原諸島の「水陸ノ産業」開発に、鍋島喜八郎がどれくらいの資金を投じたのか、またその内、私財以外の借入金がどの程度を占めたのか、今日ではその具体的データを知ることはできない。ただこれまでの叙述からも明らかなように、鍋島一族の有力者多久乾一郎が出資者としてキーパーソンであったことは確実と思われる。「鍋島喜八郎文書」にも、多久との貸借関係をうかがわせる若干の資料が残されている。以下では、これらの文書に依拠しつつ20世紀初頭前後の喜八郎の財政状況の一端を考察してみたい。

結婚を1年3か月後にひかえた1898年10月1日付で喜八郎は、多久乾一郎記名の「株式会社三十銀行株式四五株」を同日借入れた金4千円に対する担保として銀行家永富謙八に預けている。これが現存する最初の「証」であるが、ついで喜八郎は、同年12月16日、やはり多久乾一郎記名の「株式会社三十銀行株式四四株」を「割引手形参千五百円」に対する担保としてこれも永富謙八に預けている。

これだけの担保から即断することはできないとしても、同郷で叔父・甥の間柄、かつ地位・名誉・資産に恵まれた男爵多久乾一郎が、喜八郎の事業遂行上、大きな後楯となっていたことがうかがわれる。ただ東京在住の多久だけでなく、喜八郎は父島・母島在住の複数の人たちからも借入れをしていることを証する書類も残している。たとえば「利子年一割」で1万3610円を借りた「預り金証」もその一つである（1902年11月20日付）。これは長男茂太郎誕生の4か月後のことである。この「預り証」の中で喜八郎は、率直な筆致で「目下財産整理中ニテ払戻方差支候」の状況ではあるが、来たる12月の定期便で小笠原島に赴き「各預ケ主」と直接話し合いの場を設け、その上で「各自ニ差出シ置キタル通牒面ニ基キ精算シ其払戻シ方法並ニ期限等」につき協議したいと述べている。それに際して、今月10日迄にその担保として喜八郎自身ならびに「担保提供者」棚瀬善十郎名義の父島・母島における土地・家屋を「書入レ登記」したい旨を伝え、その上でこうも確約するのだった。

「万一右担保物件ニテ不□相生シ候場合ハ日本勸業銀行ニ差入レ置タル拙者ノ不動産ヲ第二抵当ニ差入レ聊カ〔モ〕各預ケ主ニ対シ御損失相懸ケ間敷候」

なお四人の「預ケ主」とは父島の萑田勇治郎、永島牛太郎、母島の和田元蔵、菊池廉蔵（沖村世話掛）であった。

このように借財を背負う身であったものの、40歳を前にして小笠原諸島第一の大地主となっていた喜八郎は、借地・借家からの地代・家賃収入もあり、決定的な打撃を受けることなく難局に対処し得た。当時、地代に関しては小笠原諸島では課税の対象ではなかったことも、不在地主喜八郎には有利に働いた。また「鍋島喜八郎文書」には、1920年5月付「借地証」が一点残されている。それは父島の中心地大村字東町13番地の喜八郎所有の15坪の土地であるが、借地料1か月38銭で同年6月から3年間の契約となっている。わずか15坪ながら喜八郎と借主長田力蔵の間で、全10条からなる細かい契約書が交わされている。これも事業家喜八郎の几帳面な性格の一面を物語るものといえよう。

6.2 日本銀行との関係

鍋島喜八郎「履歴書」には、彼の社会的「信用度」を知る上で興味深い事項が二点記されている。第一は、「明治三十三年〔四〕年四月小笠原島支金庫開設セラル、ヤ日本銀行ヨリ事務取扱ヲ委嘱セラル」というもの、第二は「明治四十四年六月東京府〇金庫小笠原支金庫開設セラル、ヤ安田銀行ヨリ事務取扱ヲ委嘱セラル」というものである⁽⁷⁸⁾。

最初の明治34（1901）年という時期は、喜八郎が結婚した直後のことであるが、同時に多久男爵らとの間で前述した返債問題が表面化していた時期であった。あるいはそうした状況であったが故に、事業家としての社会的信用にもつながるこうした委託を受けたことは、喜八郎にとってはゆるやかな追い風になったものと思われる。さらに推測すれば、実質的利益はともなわない職務であるものの、小笠原諸島での事業が有利になるとの判断からこの名誉職的なポストを手に入れることに喜八郎自身が努めた可能性も否定できない。

日本銀行と鍋島喜八郎の間で交わされた最初の「金庫出納事務代理約条」は、1901（明治34）年3月20日付で締結され、それ以降毎年継続的に更改され、記録に残る限り1918（大正7）年3月までほぼ同一の内容で更新されている（それ以降喜八郎歿の1922年までは文書不在）。すべての約定は、以下の文言で書き始められている。

「明治二十二年勅令第二百六十六号金庫規則ニ依リ八丈嶋外一支金庫〔小笠原諸島〕ノ現金及有価証券ノ保管出納ヲ取扱フ為メ大蔵大臣ノ認可ヲ得テ日本銀行ト鍋島喜八郎ト金庫出納事務代理約定ヲ締結スルコト右ノ如シ」。

そして「約定」の第八条では、満期を一年限りと設定するとともに「支金庫ノ事務及現金有価証券共悉皆中央金庫へ引渡スヘシ」ことが規定され、その返還内容を日銀側が確認した上で「保証品ヲ返還」すると定められている。しかし実際には、一年後の満期日が近づくと両者の間で「追約書」が交わされ、これが毎年反復される形となっている。

多くの金融関係の約定書と同じように日銀と鍋島喜八郎の間の約定をみても、圧倒的に日銀（貸し手側）に有利な条件内容となっている。たとえば「支金庫ノ現金及有価証券ノ保管出納ニ付テハ」鍋島が「一切の責任」を有し、「如何ナル事故アリテ損失」が出た場合には「総テノ損失費用」を鍋島が償うと明記される（第二条）。

第四条では、「支金庫ノ金櫃帳簿」と鍋島の「本業部」の会計とを絶対混同せぬよう規定され、もし本業部のために支金庫の現金及有価証券が使用されたと判断された時点で、日銀側は「直ニ本約定ヲ解除」すると強調される。第六条では鍋島が損失を出した際の「弁償義務」が明記され、日銀側は鍋島が預けた保証品を表示しその代金を弁償金に充てるも、それでも不足の場合は「鍋島喜八郎ノ資産ヲ以テ償ハシムヘシ」とあくまでも強者の論理が貫徹される。

このように「約定書」の全条において委嘱される側に不利な内容であるにもかかわらず、喜八郎は自身の返済問題に苦慮する中でも、この約定だけは守り抜いたのだった。ただリスクの大きいそうした不利な内容の約定書にもかかわらず、締結文書および毎年の更新に際しては、日銀総裁、同国庫局長、同文書局長と鍋島喜八郎の四名が連署し、かつ実印による捺印がなされた文書の存在は、対外的

には鍋島喜八郎の社会的信用を担保するシンボルたり得たことも事実であろう。

7. おわりに

7.1 小笠原諸島関与 30 年

1891（明治 24）年の初訪問以来、約 30 年におよぶ鍋島喜八郎の小笠原諸島との関わりは、これまで見てきたように海運（交易）、水産業そして農業と同諸島の産業分野のほとんどと密接な関係をもっていた。その意味では、喜八郎は一同地に定住したわけではなかったが一小笠原諸島の開発史の有力当事者であり、かつ貴重な目撃者でもあった。

この間、同諸島の人口は喜八郎来島直後の 2 千余人から没年 2 年前の 1920 年には 5818 人と 3 倍近くに増加していた。その構成も当初多数を占めていた先住の欧米系・カナダ系住民に代わり（1882 年までに全員が日本国籍）、八丈島はじめ伊豆諸島・「内地」からの移住者が多数派を形成するようになった。産業構造からみると、喜八郎来島の前後から主力となった糖業が 1920 年の糖価下落を機に次第に衰退化し、それに代わって冬季蔬菜や亜熱帯産果実、さらには薬用植物へとシフトするようになっていた。福田定次著作で言及された「鍋島農場」のさまざまな試みは、そうした後年の主要農産物の転換を先取りする感が案あった。

こうした経済産業面における変容とともに、晩年の喜八郎が目撃した重要な変化は、小笠原諸島の軍事的環境に関わるものであった。明治中期の萌芽的「南進」論の高まりの中で、小笠原諸島は、日本の「南進の鍵」として一部の論者の経済的関心を引いていた。しかしながら、日露戦争や第一次世界大戦を通じ日本が太平洋パワーとして台頭するようになると、それを警戒するアメリカとの関係が不確実性にみちたものとなった。そうした西太平洋をめぐる日米関係を背景に小笠原諸島は日本の安全保障上きわめて重要な意味を付与されることになった。喜八郎歿の前年 1921 年には父島に要塞地帯法が施行され、以降軍事機密の保持を理由に小笠原諸島は事実上陸軍の支配下におかれ、住民生活にはさまざまな規制が課せられることになる。

また日本はヴェルサイユ講和条約によって国際連盟から旧ドイツ領の南洋群島の委任統治を認められ、その統治機関として南洋庁が 1922 年 4 月に設置された。それは喜八郎歿の半月前のことであり、彼も影響を受けた明治期「南進論」という机上の議論が制度化されたことを象徴するものであった。

7.2 鍋島喜八郎にとっての郷里佐賀

封建的身分秩序が厳としてあった幕末期佐賀藩の重臣鍋島茂真の子として生まれた喜八郎は、「世が世なら」藩政の一端を占めるべく運命づけられていた。しかしながら幕末維新期の激動の中で、また幼くして父母を喪った喜八郎にとって、明治佐賀で「居場所」を見出すことは困難であった。しかも親代わりとなった鍋島家臣団の有力者が佐賀の乱に連座し失脚したことも、少年期の喜八郎には打撃となった。追われるごとく故郷と訣別し上京、そして実業を通じての須古鍋島家の再興を誓った喜八郎は、1891（明治 24）年小笠原諸島の開拓にその身を投じることになった。

一方、明治新政の中で藩は消滅したものの、鍋島茂真の薫陶を受け須古鍋島家へ忠誠を誓った家臣団は、茂真の長男の放蕩もあって零落しつつあった同家の将来に対し強い不安があった。その中で、彼らは茂真の面影を宿す喜八郎にひそかな期待を寄せていた。その関連で彼ら「須古旧士族総代」の須古精一他 2 名の連署で、中央官界で要職にあった一族の有力者多久乾一郎へ一族の窮状を訴える書

簡を送った⁽⁷⁹⁾。それは東邦組を興した喜八郎が小笠原諸島への旅立つ3カ月前のことであった。

書簡は「喜八郎殿身上ニ付」き、常日頃多久が心配してくれていることに謝意を表しつつ現在の須古鍋島家の置かれた状況を率直に伝え助言を求める内容であった。この書簡からは鍋島茂真が築いた須古鍋島家への忠義心、そして有力な後継者として期待した喜八郎のおそらく「不羈奔放」と彼らには映じた行動への不安も感じられる。その一節を紹介しておきたい。

「言上仕候義恥入次第ニ御座候得共御維新以来御家計上ニ付而百般手ヲ尽心配仕候得共豪モ御聞立無御座候処ヨリ、年ヲ逐テ御零落待視スルニ不忍旧臣中ヨリ御救助ノ方法相立候得共御自信〔身〕方々ノ御所為ヨリ日々々々人心相離レ一昨年来御先祖ノ御祭典等ハ僅ニ御手数ノミ本年ニ至リ朝夕ノ煙モ立兼候御都合ニ相成到底御相続之目途更ニ無御座此上ハ須古家ノ存亡ハ喜八郎殿身上如何ニ可有之杖柱ト相頼罷在候条前陳之次第御洞察被成下度□可然御周施被成下度伏テ奉歎願候…」

多久乾一郎男爵にすぎた形での須古鍋島家再建をめぐる郷里でのこうした動きを横目でみつつ、32歳の青年喜八郎は小笠原開拓の事業へと邁進した。

それから幾星霜、還暦を迎える頃となった実業家喜八郎は、郷里佐賀とのつながりを強く意識するようになっていた。晩年の喜八郎をよく識る吉岡達太郎は、喜八郎が東京にあっては須古出身の苦学生を激励し、金銭的援助を行ったり「須古会」を作り同郷の青年たちと毎月一回歓談の機会を作ってくれたと回顧する⁽⁸⁰⁾。また郷里との関係についても吉岡は、「就中、本村の強化に最も意を注かれ、帰郷の際は小学校に幾多の金銭を寄付して教授用具を備付けせしめ、職員にも慰労金を分与し、同時に講演会を開きて親しく指導せるあり」と述べるのだった。

このような晩年の喜八郎の郷里との濃密な関係（なお彼は1898年7月15日付で佐賀県杵島郡須古村から東京府日本橋区南茅場町へ転籍）は、1916（大正5）年の帰郷時における地元の須古（現白石町）住民の歓迎ぶりからもうかがえる。「大正五年八月拾七日ヨリ、鍋島叔父帰省中費並諸物扣久和原馬吉」と墨書された和綴じ4枚の覚書きには、菩提寺陽興寺をはじめ地元名士らからの進物一覧が細かく記載され、喜八郎への謝恩の念をうかがわせる。そこには「麦酒一打」「焼酎二本」「鯉三匹」「蟹漬一鉢」「大西瓜」「卵ノ花」等飲食物から「莫塵二枚」「座莫塵五枚」等々歓迎宴の雰囲気をほうふつとさせる。また「諸進物扣」をみると、「浴方一反」「モス六尺」「洋手拭」「風呂敷」等地元特産と思われる日用品が土産品として準備されている。

このようにはるか遠方の「小笠原諸島開発の先駆」として故郷に錦を飾った喜八郎だが、次第に病床に伏すことも多くなり、第一次世界大戦終結からまもない1922（大正11）年4月17日死去した。同郷の先覚で、喜八郎の父茂真が長をつとめた弘道館に学んだ大隈重信の歿後2カ月半のことである⁽⁸¹⁾。鍋島侯爵家の菩提寺麻布賢崇寺で葬儀がもたれたが、地元須古村の有志の懇望により、遺骨は「分骨帰村」し、同年5月6日、曹洞宗佛日山陽興寺において盛大な村民葬がとり行われた⁽⁸²⁾。会葬者は鍋島侯爵家、鹿島子爵、多久・武雄各男爵代理をはじめ、村内各団体、関係者3000余名に上り、多くの弔辞や弔電が読み上げられる中、新緑を背景に厳粛に葬儀が取り行われた。

佐賀平野を見下ろす小高い山腹に建立された陽興寺の一角に、喜八郎の墓碑は幼くして死別した父

茂真のそれと相向き合う形でたたずんでいる。

註

- (1) 小笠原島庁「小笠原島開拓五十年記念被表彰者氏名」『天皇陛下小笠原行幸書類冊一』1927年、東京都公文書館所蔵資料。なお1928年4月25日父島・大村役場へ提出された鍋島喜八郎「履歴書」が残されている（鍋島茂樹氏所蔵）。手書きであるが作成者の名は不明である。長男茂太郎の筆跡ではなく（鍋島茂樹氏証言、2018年8月1日）、「昭和3年10月御大礼記念祝賀に関し島庁ヨリ取調ニ付キ提出スルモノナリ」との書き込みがある。鍋島喜八郎の生年に関し、ここでは万延元年と記されているが、直系の孫である鍋島茂樹氏所有の戸籍謄本によれば、「安政6（1859）年9月15日生まれ」となっている。
- (2) 農商務省農務局長宮島信吉発東京府知事高崎五六宛「綿実現品添」1887年1月10日、東京都公文書館所蔵。
- (3) 『渋沢栄一伝記資料第15巻』渋沢栄一伝記資料刊行会編、1957年、316-323頁、最終的には会社総会は「到底前途ノ見込立サルヲ以テ」撤退を決議した。
- (4) 津田仙の小笠原諸島との関わりについては、後藤乾一「函南・服部徹の思想と行動—明治期「南進」論者の歷程」『アジア太平洋研究』第34号、2018所収を参照。
- (5) 小笠原島庁、前掲。
- (6) 石井良則「久世延吉の父島移住—長女梅の手記を通して」『小笠原研究年報』第23号、1999年所収。
- (7) 吉岡達太郎『須古村片影』私家版、2000年、70-72頁、226頁。
- (8) 辻友衛『小笠原諸島歴史日記』（全3巻）近代文藝社、1995年。
- (9) 石井通則「小笠原開拓の功労者—肥前佐賀藩主鍋島家出身鍋島喜八郎さん」『小笠原』第34号、1971年、1頁。
- (10) 山方石之助『小笠原島志』東陽堂、1906年、福田定次『東洋の楽園』東洋園芸株式会社編集部、1920年。
- (11) 白石町史編集委員会編『白石町史』1974年、677頁。
- (12) 幕末の佐賀藩鍋島家中枢の人間関係や主だった指導者の横顔を当時の史料を解説しつつ紹介したのもとして、公益財団法人鍋島報効会編『幕末佐賀の名家たち』2016年を参照。とりわけ茂真については11-16頁が重要。また幕末期佐賀についての重要資料である久米邦武編述『鍋島直正公伝』（全6巻）、侯爵鍋島家編纂所、1920年でも茂真（安房）の名は頻出。
- (13) 小城町史編集委員会編『小城町史』1974年、742頁、旧肥前史談会編『佐賀県歴史人名事典—肥前復刻叢者①』洋学堂書店、1993年、105頁、また日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、1982年にも詳しい紹介がある。
- (14) 三日月町史編纂委員会編『三日月町史』1985年、364頁。
- (15) 古賀次郎編『小城藩着到』私家版、1938年、52頁、佐賀県立図書館所蔵。
- (16) 吉岡達太郎、前掲書、70頁。
- (17) 小城町史編集委員会編、前掲書、742頁。
- (18) 昭和3年4月25日大村役場へ提出と添え書きのある「履歴書」を指す（鍋島茂樹氏所蔵）。
- (19) 『中江兆民全集第2巻』岩波書店、1984年、所収の「月報五」には喜八郎を含む145名の塾生名簿があるが、実際にはそれを上回る塾生を輩出したといわれる。
- (20) 慶應義塾大学展示会「釈宗演と近代日本—若き禅僧、世界を駆ける」2018年7月。
- (21) 大本山円覚寺庶務部長星野周徹師との面談、2018年7月3日、於鎌倉円覚寺。
- (22) 石井通則、前掲論文。
- (23) 多久茂族についての詳細は、以下の「多久家文書」を参照。「水江事略巻18・19」多久市立図書館所蔵、それをふまえた旧多久史談会編『旧多久邑人物少誌』1934年、7-8頁。
- (24) 多久茂毅（乾一郎）の詳細な経歴は、多久家寄贈の「水江系譜」多久市立図書館所蔵を参照。
- (25) 久世延吉の小笠原諸島時代を中心とした略歴については「自治功労者功績調書」参照、東京都公文書館所蔵。
- (26) この水産会は、父島・母島の漁業関係者を網羅した形で結成され大城安則ら沖繩漁業者やセーボレーら欧米系島民も参加している。ただし硫黄島は距離的に遠隔の地であり、定期船も年6回、しかも漁業者も少ないことを理由に対象から除外されている。高橋延寿島司から平塚東京府知事宛「副申」は、こうした漁業者のつながりは「本島ニ適切」であると積極的に評価している。東京都公文書館所蔵資料。
- (27) 本史料は石井良則、前掲論文、67頁に依拠。
- (28) この点については、後藤乾一、前掲論文を参照。
- (29) 田口卯吉「南洋経略論」（1890年）鼎軒田口卯吉全集刊行会編『鼎軒田口卯吉全集・第4巻』吉川弘文館、1928年、371頁。
- (30) 東京府島司小野田元熙発東京府知事高崎五六宛「予備米之儀ニ付稟請」1898年5月、東京都公文書館所蔵。
- (31) 小笠原島庁「自明治27年8月至同年11月島内状況」東京都公文書館所蔵。
- (32) 「村岡常一履歴書」「奉拝者名簿」とも「天皇陛下小笠原行幸書類冊一」1927年所収、東京都公文書館所蔵資料。
- (33) 田中鶴吉『忍耐起業・出世の鏡』斎々堂、1898年、田村栄太郎『日本の技術者』興亜書房、1943年、457-47頁（「田中鶴吉・前田喜代松」）、松永秀夫「田中鶴吉—東洋の小ロビンソン（1855-1925）」*Journal of the Pacific Society* (Oct.1985)、8-9頁。これらの史料、文献をふまえ田中の小笠原諸島との関わりを約言すると以下のとおり。志半ばに終わったものの、製塩と牧

畜により単身嫁島に定住し「東洋の小ロビンソン・クルーソー」として当時社会的にも名を知られた田中の嫁島滞在は、1881年8月～1882年6月、同年11月～1885年12月までの足かけ4年にわたる。さらに1887年、東京府より150円の測量費を受け再渡島するも、同年8月新たな製塩計画のためと称し渡米、サンフランシスコで家庭をもち1925年76歳で同地にて死去する。

- (34) 菊池虎太郎「小笠原島物語」(7)(8)『東京朝日新聞』1899年7月6～7日。
- (35) 日本郵船株式会社編『日本郵船百年史資料』1988年、700頁。
- (36) 畝川鎮太郎『海事年鑑』海事彙報社、1938年、207頁。
- (37) 日本郵船東京支店発東京府宛「横浜三宅八丈島ヲ経テ小笠原島ヘ定期汽船往復之義御下問ニ付申」1880年12月14日、東京都公文書館所蔵。
- (38) 東京府知事高崎五六発日本郵船会社、「命令書」1888年5月26日。
- (39) 山本達雄(日本郵船会社社長森岡昌純代東京支店副支配人)発東京府知事高崎五六発書簡、1888年10月12日。
- (40) 鼎軒田口卯吉全集刊行会編、前掲書、287-290頁。
- (41) ただこの天祐丸については、同年9月12日鍋島喜八郎発府知事富田鉄之助宛「出帆御届」の中で「高知県天祐社所有西洋形帆船天祐丸ヲ借受ケ」17日に「小笠原島渡航」する旨届けている。一カ月前最初の訪島から帰京した直後の喜八郎が12月の訪島に先立ち同じ天祐丸で実際に渡航したのか、あるいは同年秋に何度か小笠原諸島を襲った大暴風のため12月まで延期になったのかは定かではない。
- (42) 東京府小笠原支庁編『小笠原島勢要覽』1932年、第1面。
- (43) 東京府内務部長発小笠原島島司宛「御用物送付案」1891年12月7日、東京都公文書館所蔵。
- (44) 石井良則、前掲論文、67-68頁。同論文は、鍋島喜八郎の増便論に対し、桑原戒平島司がただちに「確實ニシテ永続ノ見込相立候モノト認メラル」と府当局に書き送ったことを指摘している。
- (45) 辻友衛編、前掲書、181頁。同様の記述が石井通則、前掲論文、福田定次、前掲著作等においてもみられる。
- (46) 東京都編『東京市史稿 市街篇第72』1981年、635頁。
- (47) 東京府内務部地理掛・農商掛発内務大臣宛「官有海岸地貸附之義ニ付伺案」1894年7月9日、東京都公文書館所蔵。
- (48) 鍋島喜八郎宛東京府知事三浦安宛「水産試験所設立地□拝借願」1894年6月24日、同上。
- (49) 東京府知事三浦安発内相井上馨宛「官有地貸附ノ儀ニ付伺」1894年7月14日、同上。
- (50) 小笠原島庁「島内状況・自明治27年8月至同年11月」「島内状況申報・自明治28年4月至同年7月、附農商工景況報告・自同年6月至同年8月」同上。
- (51) 山方石之助、前掲書、460-461頁。
- (52) 同上、526頁。
- (53) 辻友衛編著、前掲書、199頁。
- (54) 久保田韓七郎『第二回水産博覧会案内』久保田通訳館、1902年、4頁。第二回水産博覧会についての記述は本書に依拠。
- (55) 東京府内務部「第二回水産博覧会指定出品補助分配当下降ノ件」1898年3月7日、東京都公文書館所蔵。
- (56) 小笠原遠洋漁業株式会社「事業方針」1908(?)年。なお『東京法人要録』(国立国会図書館蔵)をみると鍋島喜八郎は、1907年5月創設の小笠原捕鯨株式会社(資本金1万5千円)専務取締役と記されている。喜八郎以外に志村文治、青野正三郎他三名が専務取締役となっている。
- (57) 青野正男『小笠原物語』私家版、1978年、174頁。著者の父親青野正三郎は小笠原諸島の「農水産事業の先覚者」の一人として知られる(註51参照)。鍋島喜八郎と共に小笠原島遠洋漁業会社の経営にあたった人物である。
- (58) 久世延吉発鍋島喜八郎宛書簡、1908(?)年8月23日付、鍋島茂樹氏所蔵。
- (59) 「帆船小笠原島丸行動取調一件」(1909年)、外務省外交史料館所蔵(CD-B30093)。
- (60) 小笠原諸島の土地整理事業を進め野取図、字図、一村全図の三種を調製し、土地台調、名寄帳もあわせて新調したのは阿利孝太郎島司の時代(1896-1916年在職)であった。石井良則「戦前の母島沖村界限一島民の昔話から一その1」『小笠原研究年報』第41号、2018年7月、6頁。
- (61) 東京都編、前掲書、634頁。
- (62) 福田定次、前掲書、42-43頁。
- (63) 丸山聖〔石井良則〕「小笠原修齋学園のことなど」『笠島研究』第2号(1995年3月)、藤井常文「東京府立小笠原修齋学園史一拓殖政策推進の「尖兵」となった感化院生たち」『東京都高等保育学院紀要』第153号(1995年3月)、二井仁美「第二次感化法移行期(1908-1922年)における家庭学校の生徒の動態一東京・北海道・小笠原・硫黄島」『大阪教育大学紀要第IV部門教育科学』第48巻第1号、1999年)、石井良則「戦前の母島沖村界限一島民の昔話から一その1」『小笠原研究年報』第41号(2018年)等を参照。
- (64) 東京府『東京府史行政篇第6巻』1937年、428頁。
- (65) 藤井常文、前掲論文、36頁。
- (66) この間の状況については、東京府、前掲書、430-431頁、藤井常文、前掲論文、51-53頁等を参照。
- (67) 石井良則、前掲論文、16頁。

- (68) 二井仁美, 前掲論文, 32-33 頁。
- (69) 石井良則氏の御教示による。同氏の筆者宛書簡, 2017 年 3 月 12 日。
- (70) 石井良則, 前掲論文, 64 頁。
- (71) 同上, 16 頁。
- (72) 鍋島喜八郎と同時代人で母島の「製糖王」とも呼ばれた菊池太一郎(1866-1928, 大島出身)も, 広大なサトウキビ畑経営にあたり感化院生徒を雇い入れた。その息女菊池くに子は「家庭学校長留岡幸助と共に育英事業に当る」との間接的な記述で, その間の事情を示唆している。「母島への先駆一両親を偲ぶ」『小笠原』第 52 号, 1976 年 3 月, 他方, 感化院生を「実態としては, 安価な底辺労働者」とみる二井仁美(前掲論文, 33 頁)は, 留岡側資料には菊池太一郎についての言及がほとんどないことを指摘している。
- (73) 鍋島茂樹氏所蔵資料。
- (74) 同上。鍋島喜八郎宛多久乾一郎・同千枝子書簡, 1900 年 2 月 19 日。
- (75) 吉岡達太郎, 前掲書, 71 頁。
- (76) 石井良則, 前掲論文, 61 頁。
- (77) 石井良則氏からの筆者宛書簡, 2016 年 11 月 29 日。
- (78) 以下の記述にあたっては「鍋島喜八郎文書」に収められている合計 18 点の鍋島と日銀との間の「金庫出納事務代規約定」および「追約書」に依拠している。
- (79) 須古精一, 山崎重夫, 武重一郎宛多久乾一郎宛書簡, 1891 年 5 月 1 日, 鍋島茂樹氏所蔵資料。
- (80) 吉岡達太郎, 前掲書, 71 頁。
- (81) 鍋島喜八郎と大隈重信は二回以上以上の年齢差があり, 個人的な接触は特別に深くはなかったと思われる。ただ大隈にとっては恩師鍋島茂真の息子でもある喜八郎とはさまざまな接点があったと思われる。「鍋島喜八郎文書」には, 大隈名の書信二通が残されている。一つは明治 34 (1901) 年 2 月付で, 東京専門学校(現早稲田大学)創立 20 周年を前にしての募金依頼, もう一点は大正 8 (1919) 年 10 月 15 日付の「上野精養軒」における「肥前協会大会」への案内通知である(大隈が同会長)。
- (82) 吉岡達太郎, 前掲書, 72 頁, 326 頁参照。

追補 本稿執筆に際しては, 「鍋島喜八郎文書」に多くを負っている。閲覧を快諾いただいた鍋島茂樹氏に深甚なる謝意を表したい。なお「鍋島喜八郎文書」複製版は 2018 年夏, 鍋島茂樹氏より法政大学沖繩文化研究所に一括寄贈され, 現在その目録作成中である。